

教育委員会の点検・評価に関する報告書
対象年度 令和4年度

守口市教育委員会

令和5年9月

目次

I 教育委員会の点検・評価

(1)はじめに

- ①点検・評価の趣旨
- ②点検・評価の対象
- ③点検・評価の方法
- ④報告書の構成

(2)守口市教育委員会の組織・構成

- ①教育委員名簿
- ②教育委員会事務局組織及び関係部局概要

(3)守口市教育委員会の活動状況

- ①教育委員会会議の開催状況及び審議案件
- ②教育長及び教育委員の活動状況
- ③教育委員会会議録の公開及び教育情報の発信

(4)令和4年度の教育委員会の取組み

- 教育委員会の決算
- 第2次守口市教育大綱について
- 令和4年度 めざす守口の教育(概要)
- 教育理念
- 第6次守口市総合基本計画(概要)

II 教育委員会の点検・評価の結果について

学校教育分野

【基本方針1】

命を守る ～たくましく生きる健康と体力づくり～

- 健康・体力づくりの充実
- 安全・安心な環境づくりの推進

【基本方針2】

学力を伸ばす ～一人ひとりの学力の向上と個性・創造性の伸長～

- 授業改善の推進
- 支援教育の充実
- 自学自習力の育成

【基本方針3】

心を育てる ～人権を尊重し、豊かな人間性と社会性の育成～

- 人権教育の充実
- 生徒指導、キャリア教育の充実
- 道徳教育の充実

【基本方針4】

学校力を高める ～明確なビジョンを共有した学校経営と教職員の資質向上～

- 学校経営の改善
- 教育環境の充実
- 教職員の資質向上・研修の充実

社会教育分野

【基本方針5】

生涯学べる社会をつくる

- ～学びときずなを深め、豊かな心と生きる力、地域力が育つまちの実現～
- 社会教育の振興

過去の報告書はこちら↓



教育委員会マスコット
もりもり



I 教育委員会の点検・評価

(1)はじめに

①点検・評価の趣旨

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条の規定に基づき、毎年、前年度の教育施策に関する点検及び評価を行い、報告書を作成し、公表することで、市民のみなさんに本市の教育行政を知っていただくとともに、評価した内容を次年度以降の教育施策に反映させることを目的としています。

- 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」(抜粋)
(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)
第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務(前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務(同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。)を含む。)の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。
2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

②点検及び評価の対象

守口市教育委員会では、市の教育理念を実現するため、毎年度、基本方針及び重点的に取り組む項目を、「めざす守口の教育」としてまとめています。

これを、学校と共有するとともに、市HP等で公表し、目標と課題を明確に示し、学校、家庭、地域が連携した教育行政の推進をめざしています。本報告書では、令和4年度の重点項目を基本に、取り組んだ内容を項目立てし、点検及び評価の対象としました。

③点検及び評価の方法

点検及び評価に当たっては、「基本方針」に基づく主な取組みとその執行状況を、下表により4段階で評価し、「評価の根拠」及び「今後の方向性」を、中長期的な課題も含め示しました。また、点検及び評価の客観性を高めるため、内容について学識経験者に意見・助言を求め、その概要を掲載しました。

【各評価の目安】

◎	教育委員会の取組みに記載された内容が十分達成できたか、大きな成果が見られたもの
○	教育委員会の取組みに記載された内容がおおむね達成できたもの
△	教育委員会の取組みに記載された内容のうち一部のみ達成できたもの
×	教育委員会の取組みに記載された内容が達成できなかったか、全く取り組めなかったもの

【学識経験者】

学校教育分野

・大阪樟蔭女子大学 児童教育学部
(児童教育学科)

教授 上杉 敏行 氏

社会教育分野

・関西大学 文学部
(総合人文学科 教育文化専修)

教授 赤尾 勝己 氏

④報告書の構成

「Ⅰ 教育委員会の点検・評価」では、点検・評価制度の説明や守口市教育委員会の組織構成、活動状況、分野ごとの取組みを総論的にまとめており、概要がわかるようになっています。

「Ⅱ 教育委員会の点検・評価の結果について」では、「令和4年度 めざす守口の教育」で設定した5つの基本方針と、それを達成するための重点項目ごとに各論的に点検及び評価をしています。

具体的には、重点項目ごとに目標を掲げ、目標達成に向けた主な取組みと、目標の達成度に応じた評価を示すとともに、評価した根拠と、今後の方向性を記載しています。

また、目標ごとに学識経験者の意見・助言をいただき、客観的な視点の確保に努めました。

なお、説明が必要と思われる用語については注釈を付け、理解に役立つと思われる資料についても、可能な限り掲載しました。

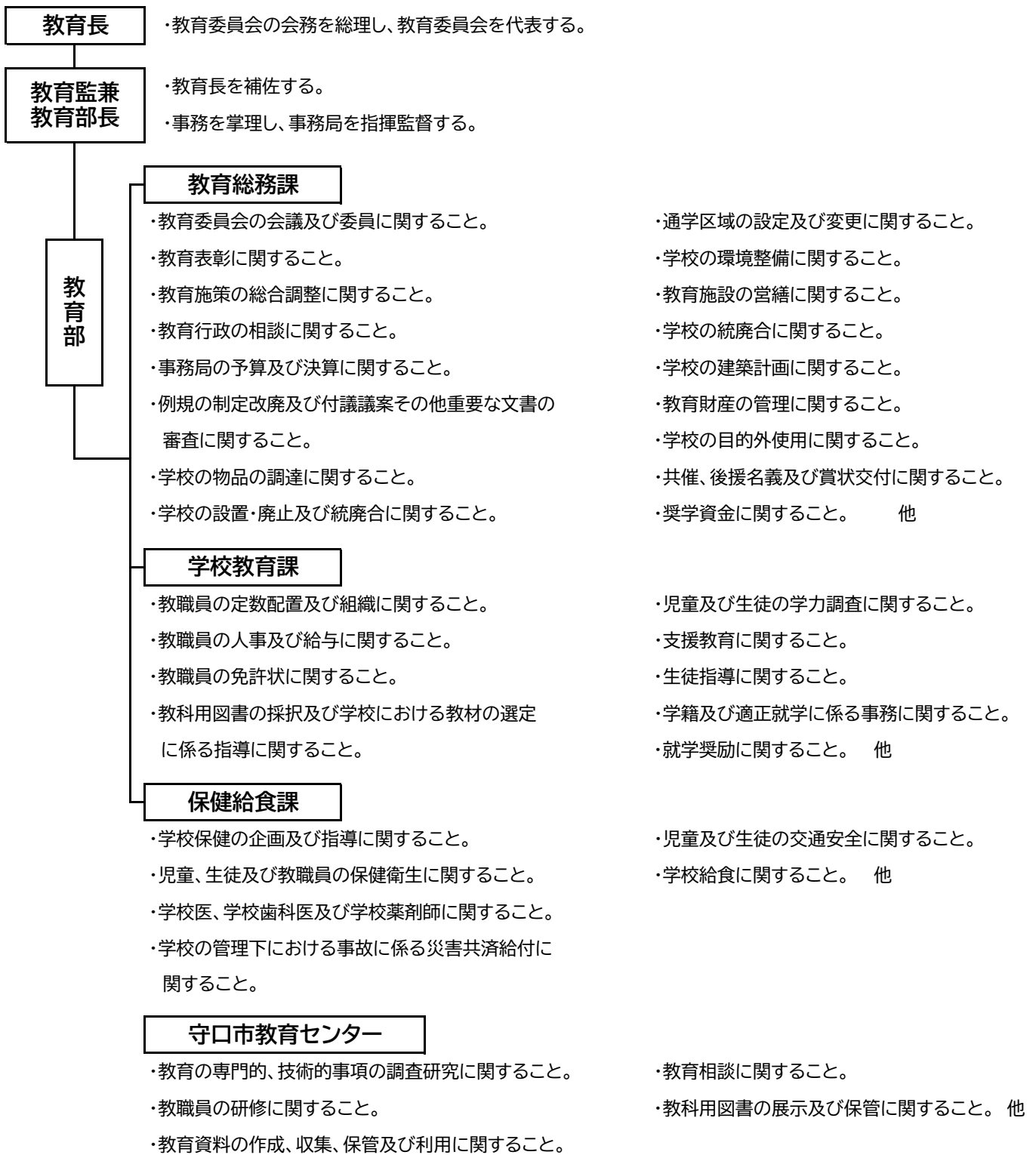
(2)守口市教育委員会の組織・構成

①教育委員名簿 令和4年度末現在

職名	氏名	任期	
教育長	太田 知啓	1期	令和2年 4月 1日 ~ 令和5年 3月 30日
教育長職務代理者	江端 源治	1期	平成24年 3月 11日 ~ 平成28年 3月 10日
		2期	平成28年 3月 11日 ~ 令和2年 3月 10日
		3期	令和2年 3月 11日 ~ 令和6年 3月 10日
委員	杉岡 佐緒理	1期	令和2年 7月 7日 ~ 令和6年 7月 6日
委員	田中 満公子	1期	令和3年 8月 2日 ~ 令和7年 8月 1日
委員	古川 知子	1期	令和3年 9月 9日 ~ 令和7年 9月 8日

※令和5年3月30日付けで、教育長が退任したため、令和5年3月31日については、教育長職務代理者が教育長に代わって職務を行いました。

②教育委員会事務局組織及び関係部局の概要(令和4年4月1日時点)



<公立学校数>

小学校	中学校	義務教育学校
13校	7校	1校

<市長部局>

市民生活部長

市民生活部

- 地方自治法第180条の7の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の一部を守口市市民生活部の職員に補助執行(※1)させています。本報告書においても、基本方針5の項目を担当しています。

コミュニティ推進課

・青少年の健全育成に関すること。

生涯学習・スポーツ振興課

・社会教育に関すること(コミュニティ推進課の所管事務を除く。)
・文化財の保護に関すること。
・学校施設の目的外使用に関すること(教育総務課の所管事務を除く。)

- 「地方自治法」(抜粋)
(事務の委任等)

第180条の7 普通地方公共団体の委員会又は委員は、その権限に属する事務の一部を、当該普通地方公共団体の長と協議して、普通地方公共団体の長の補助機関である職員若しくはその管理に属する支庁若しくは地方事務所、支所若しくは出張所、第二百二条の四第二項に規定する地域自治区の事務所、第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市の区若しくは総合区の事務所若しくはその出張所、保健所その他の行政機関の長に委任し、若しくは普通地方公共団体の長の補助機関である職員若しくはその管理に属する行政機関に属する職員をして補助執行させ、又は専門委員に委託して必要な事項を調査させることができる。ただし、政令で定める事務については、この限りではない。

- ※1 【補助執行】:自らの権限に属する事務の執行にあたり、職員等をして内部的に補助させること。権限の配分に変更を加えることなく、内部的に処理させるための方法であり、対外的には自らの名において事務が執行されることとなる。そのため、補助執行者の名が表示されることはなく、自らする行為としての効果を生じ、その責任も自らに帰属する。

(3)守口市教育委員会の活動状況

①教育委員会会議の開催状況及び審議案件

教育委員会会議は月に1回開催(定例会)、必要に応じて臨時会を開催。

(令和4年度・・・定例会12回 臨時会1回開催)

開催日程	審議案件
4月19日 定例会	守口市社会教育委員の解嘱及び委嘱について 守口市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の施行に関する 守口市教育委員会規則 守口市教育委員会事務局職員の人事異動について
5月24日 定例会	守口市文化財保護審議会委員の解嘱及び委嘱について 守口市学校規模等適正化基本方針(改訂版)(案)について
5月31日 臨時会	令和4年度教育費補正予算案についての意見 指導者用タブレット端末等調達契約の締結についての意見
6月27日 定例会	守口市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則案 令和4年度教育費補正予算案についての意見 守口市立図書館の運営状況に関する評価等に係る守口市社会教育委員会議 への諮問について 教職員の処分について
7月25日 定例会	守口市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一 部を改正する規則案 令和4年度実施 公立小・中・義務教育学校 校長・教頭・指導主事等選考の一 次選考推薦者について(秘密会) 令和5年度使用小学校教科用図書採択について 令和5年度使用中学校教科用図書採択について 令和5年度 支援学級在籍児童生徒使用予定の教科用図書の採択について 令和4年度全国学力・学習状況調査及びすくすくウォッチ(小学生すくすくテ スト)の結果の取扱いについて 外国人児童生徒等の教育に関する方針(案)について 守口市教育委員会事務局職員の人事異動について

令和
4年

開催日程	審議案件
8月23日 定例会	<p>守口市立学校給食安全安心検証委員会条例案についての意見</p> <p>令和4年度教育費補正予算案についての意見</p> <p>守口市学校規模等適正化基本方針(改訂版)(案)について</p> <p>守口小学校施設整備方針(案)について</p> <p>令和4年度教育費補正予算についての意見</p>
9月26日 定例会	<p>令和4年度教育費補正予算案についての意見</p> <p>令和4年度教育委員会表彰について</p> <p>令和3年度対象 教育委員会の点検・評価に関する報告書(案)について</p> <p>令和4年度全国学力・学習状況調査及びすくすくウォッチ(小学生すくすくテスト)における守口市の結果概要(案)について</p>
10月24日 定例会	<p>令和5年度大阪府新学力テスト(愛称:小学生すくすくウォッチ)への参加について</p> <p>守口市立学校給食安全安心検証委員会委員の任命及び委嘱について</p> <p>守口市立学校給食安全安心検証委員会に係る諮問案について</p> <p>医療ケア児が在籍している守口市立小学校に、未だ常勤看護師が配置されていない為、早急な看護師配置を求める請願</p> <p>守口市教育委員会事務局職員の人事異動について</p>
11月21日 定例会	<p>令和4年度教育費補正予算案についての意見</p> <p>令和5年度 ICT活用による子どもの体力向上事業(小学校3・4年生スポーツテスト)の参加について</p> <p>守口市立図書館指定管理者選定委員会委員の任命及び委嘱について</p>
12月23日 定例会	<p>令和5年度教育に関する予算についての意見案</p> <p>令和5年度全国学力・学習状況調査への参加及び協力について</p>

令和4年

開催日程	審議案件
1月31日 定例会	<p>守口市立認定こども園条例及び守口市附属機関条例の一部を改正する条例案</p> <p>令和4年度教育費補正予算案についての意見</p> <p>守口市奨学資金条例に基づく貸付金に係る債権の放棄についての意見</p> <p>行政財産の目的外使用許可書に基づく飲料水自動販売機の設置に伴う光熱水費等の実費負担金に係る債権の放棄についての意見</p> <p>「第二期守口市子ども・子育て支援事業計画」の中間見直し(案)について</p>
2月7日 定例会	<p>令和4年度教育費補正予算案についての意見</p> <p>令和5年度 守口市立学校長等任命の内申案について(秘密会)</p> <p>令和5年度使用 学校教育法附則第9条による一般図書(拡大教科書)の採択について</p> <p>八雲中学校区における義務教育学校設置計画(案)について</p>
3月20日 定例会	<p>個人情報の保護に関する法律等の施行に関する守口市教育委員会規則案</p> <p>守口市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則案</p> <p>守口市教育委員会事務局職員の人事異動(案)について</p> <p>守口市社会教育委員の委嘱について</p> <p>守口市教育委員会教育長の辞職の同意について</p> <p>令和5年度 めざす守口の教育(案)について</p> <p>守口市教育委員会事務局職員の人事異動について</p> <p>守口市学校教育情報化推進計画(案)について</p>

令和5年

②教育長及び教育委員の活動状況

教育長及び教育委員は、教育関係団体の会議や研修、学校行事への出席や教育現場への訪問・視察を通して、教育課題及び教育現場の実情把握に努め、本市における効果的・効率的な教育行政の推進に取り組んでいます。

また、総合教育会議で、市長が教育大綱の策定や見直しを行う際に、教育行政における課題や今後の方向性について、積極的に協議を行っています。加えて、市長が教育に関する予算案や条例案を市議会に提出する際には、教育委員会としての意見を述べるなど、本市の教育に対する認識を市長と共有し、課題解決に向けた取組みが施策に反映されるよう活動しています。

その他にも、市内のスポーツ・文化関係団体等の社会教育関連行事に参加し、生涯学習の推進に取り組んでいます。

主な出席行事等		
4月	6日	令和4年度市町村教育委員会教育長会議
	15日	大阪府都市教育長協議会 総会・4月定例会
	21日	第1回北河内地区教育長協議会
5月	10日	保護司会 総会
	12日	第72回全国都市教育長協議会 定期総会 研究大会 山口大会
	13日	
	26日	更生保護女性会 総会
6月	5日	保護司会 70周年記念式典
	27日	学校運営協議会研修
7月	7日	第2回北河内地区教育長協議会
	8日	大阪府都市教育長協議会 7月定例会
	25日	総合教育会議
	29日	大阪府都市教育長協議会 夏季研修会 1日目
8月	23日	大阪府総合教育会議
	26日	大阪府都市教育長協議会 夏季研修会2日目・8月定例会
9月	1日	市民一般表彰選考会
10月	7日	大阪府都市教育長協議会 10月定例会
	13日	近畿都市教育長協議会 研究協議会
	14日	
11月	1日	市民一般表彰 教育委員会表彰
	4日	大阪府都市教育長協議会 秋季研修会
	12日	守口小学校150周年 記念式典・祝賀会
	20日	守口市美術展覧会
	21日	総合教育会議
	27日	令和4年度 MOA美術館守口児童作品展 表彰式
12月	3日	ヒューマンライツフェスティバル
	6日	学校給食安全安心検証委員会
1月	9日	令和4年守口市成人式
	20日	大阪府都市教育長協議会 1月定例会
	23日	北河内地区教育委員会委員研修会
	24日	第3回北河内地区教育長協議会
	26日	学校給食安全安心検証委員会
	30日	第1回大阪府スポーツ推進審議会
	31日	第4回北河内地区教育長協議会
3月	23日	学校給食安全安心検証委員会

③教育委員会会議録の公開及び教育情報の発信

教育委員会の方針や施策、学校の情報等を市民に提供するため、市のホームページを活用し、教育委員会会議録、「めざす守口の教育」をはじめとした教育委員会の基本方針、学校の情報、社会教育施設の講座、催し物の案内等を発信しています。

また、令和5年度からはSNS(X(旧Twitter))を活用した情報発信を行っており、教育委員会や学校での特色ある取組みを始めとした守口市の教育の魅力を発信していますので、是非覗いてみてください。

右の二次元コードから
覗いてみてね！



守口市教育委員会
公式ホームページ



守口市教育委員会
公式X(旧Twitter)

(4)令和4年度の教育委員会の取組み

【教育内容の充実】

各校が学力向上の取組みを組織的に一層推進する体制を整えるため、令和4年度より全校に市費教員(1名)を配置しました。学力向上推進教員が担当業務に専念できる環境を整備し、「学力向上プラン」に掲げた「授業改善の推進」と「自学自習力の育成」に引き続き取り組みました。

「授業改善の推進」については、各校の「学力向上推進プラン」の作成及びR-PDCAサイクルによる検証・改善や学力向上推進教員会議の定期開催、子どもたちの学習状況及び生活状況の把握・分析、各教科等における学校図書館の計画的な利活用の推進などに取り組みました。この結果、学力向上にかかる児童生徒へのアンケートのうち、「授業改善の推進」の3項目(※)については、全国水準を上回る状況を維持することができました。

また、「自学自習力の育成」をめざし、同会議にて、児童生徒の家庭学習及び読書の取組み状況から成果・課題を分析し、担当者が実践している好事例を発表しました。令和3年度から引き続いて、全校において土曜日学習会を開催し、学習会でのテスト結果や、学習状況等を各校と共有し、教員が個に応じた指導に活用しました。この結果、学力向上にかかるアンケートのうち、予習・復習の習慣化については、全国水準を上回る結果がみられました。一方、勉強・読書時間については、小中ともに、令和3年度と比較して減少していたことから、課題を分析し、今後改善に向け取り組んでいく必要があります。

また、守口市の自然、歴史、文化、経済、暮らしなどを学ぶことができるデジタル教材を作成し、様々な教科学習等で活用しました自分の住む地域に関心を持ち、地域が抱える課題を解決しようとする意欲や態度などの育成をめざします。

加えて、学校・家庭・地域の協働体制を強め、地域住民等の意見を学校運営に反映させるため、すべての中学校区等で学校運営協議会を年間5回以上開催し、義務教育9年間を見通した「めざす子ども像」の実現に向け、教育課程の改善や学校支援活動の活性化に取り組みました。

学習指導要領を確実に実施し、学校教育の改善・充実をめざすため、「第2期学校における働き方改革(全体計画)(令和3年10月策定 市教育委員会)」に基づき、教員が健康でいきいきとやりがいをもって勤務できるよう、スクール・サポート・スタッフや部活動指導員を配置しました。また、令和3年度から取り組んでいる部活動の地域移行の実践研究(スポーツ庁委託事業)について継続して取り組みました。

(※)次の表のNo1からNo3

【目標】

下表No1からNo6すべてを全国水準(直近3年間の全国の平均値)以上

【調査対象】

すべての小学校等4・5・6年生、中学校等1・2・3年生

【小学校等】		肯定的な割合(%)			
No	項目	R3		R4	
		市目標値	結果	市目標値	結果
1	授業では、課題の解決に向けて自分で考え、自分から取り組んでいる	83.3	<u>83.8</u>	83.8	<u>84.5</u>
2	自分の考えがうまく伝わるよう、話の組立てなどを工夫して発表している	69.2	<u>72.6</u>	72.6	<u>74.8</u>
3	話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができる	73.6	<u>76.1</u>	76.1	<u>79.5</u>
4	家で、授業の予習・復習をしている	66.1	<u>69.3</u>	69.3	68.9
5	学校の授業以外での平日における1日当たりの勉強時間(30分以上)	83.6	78.5	86.6	76.5
6	学校の授業以外での平日における1日当たりの読書時間(10分以上)	61.0	<u>62.3</u>	63.0	59.1

【中学校等】		肯定的な割合(%)			
No	項目	R3		R4	
		市目標値	結果	市目標値	結果
1	授業では、課題の解決に向けて自分で考え、自分から取り組んでいる	84.1	<u>86.8</u>	86.8	<u>87.9</u>
2	自分の考えがうまく伝わるよう、話の組立てなどを工夫して発表している	74.1	<u>77.5</u>	77.5	<u>80.2</u>
3	話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができる	79.8	<u>84.1</u>	84.1	<u>86.8</u>
4	家で、授業の予習・復習をしている	56.5	54.8	56.5	<u>56.7</u>
5	学校の授業以外での平日における1日当たりの勉強時間(1時間以上)	62.7	<u>63.6</u>	66.4	61.3
6	学校の授業以外での平日における1日当たりの読書時間(10分以上)	49.0	37.2	50.4	36.5

〔すでに達成している項目(下線二重線)については、より一層の向上をめざす〕

【教育環境の充実】

1人1台端末の整備が進んだことで、教材等をデジタルで参照する機会が増えましたが、授業でプリントを活用する場面もあることから、デジタル化に伴うコストの削減によりフルカラー複合機を導入しました。これにより、より見やすく、わかりやすいプリント作成が可能となり、デジタルとアナログの長所を活かしたハイブリッドな学習環境を構築しました。

安全・安心な学校づくりの観点から、熱中症対策として、ウォータークーラーを未設置の小学校7校に設置し、全校への設置が完了しました。また、新設校を除く屋外運動場の整備や中学校の屋内運動場のバスケットゴールのワイヤーなどのメンテナンスを行い、安全確保に努めました。

今後の市立学校の在り方について、令和4年3月に「守口市新しい学校・園づくり審議会」から答申を受け、令和4年8月に「守口市学校規模等適正化基本方針」(平成24年3月)を改訂しました。今後、教室不足が見込まれる守口小学校の校舎整備の設計に着手するとともに、「八雲中学校区における義務教育学校設置計画」を令和5年2月に策定しました。

また、教育環境と避難所環境の向上を目指し、市立学校の屋内運動場への空調設置とLED化についても、令和5年2月に国の補助金などを活用して予算の確保を行い、設計者の選定を行いました。

学校と家庭の負担軽減と素早く確実に連絡を届けることを目的に、デジタル連絡ツールを試行導入しました(令和5年4月から本格導入)。紙媒体の情報発信と比べて、時間やコストの削減に繋がり、教職員が授業準備や授業研究に充てられる時間が増えました。



▲全ての学校へのウォータークーラーの設置が完了しました。



▲屋内運動場への空調設置と、LED化の実施に向け、設計業者の選定を行いました。



▲運動場の安全性と排水性を高めるため、整備工事を実施しました。

【社会教育の充実】

教育委員会は、「守口市立図書館」と、「もりぐち歴史館『旧中西家住宅』」の2つの社会教育施設を所管しています。

感染対策を実施しながら両施設で様々な社会教育活動を行いました。

市立図書館では、子ども読書推進計画に基づき、「おはなし会」や読み聞かせイベント等の定期開催し、子どもたちが早い段階で本に触れあうきっかけづくりと、読書の大切さの啓発に努めました。開館当初から好評を博している絵本作家の方々の原画展や、作者自身による読み聞かせ講演会のほか、オリジナル読書通帳ケース作りのワークショップを開催するなど、読書への興味づけのため、様々なアプローチを行いました。

また、市立図書館への児童生徒の施設見学の受入れや、図書館司書の仕事が経験できるような職業体験への協力など、本を読むことだけに留まらず、本に関わる仕事についても理解を深めるとともに、キャリア教育にも貢献しました。

さらに市立図書館に隣接する大日公園において、屋外での絵本の読み聞かせや、ヨガ教室を企画しました。今後も、図書館の利用者と公園の利用者が相互に流動しながら両施設を活用できるようなイベントを企画していきます。

市立図書館の郷土資料展示室では、発掘調査で出土した土器や埴輪等の貴重な市の考古資料を中心に郷土に関する常設展示を行っており、図書館機能だけでなく複合的な社会教育施設としての役割を果たしています。

文化財の活用と保存意識の啓発については、社会教育関係団体である文化財研究会と共催で、文化財展「江戸時代の『武』」の開催と、子ども考古学教室「弥生時代の脱穀 もみすり体験！！」を実施しました。加えて、文化財講座として、「中世の大量出土銭」を行いました。今後は、事業の実施目的に鑑み、更なる参加者の増加を目指します。

文化・芸術の振興を目的に、恒例の「日本南画院大作展」と、「市美術展覧会」を開催し、どちらの事業も来場者数が昨年度を上回りました。

もりぐち歴史館においては、伝統文化の継承を目的として、ひな祭りや端午の節句等季節柄のイベントや、建物の魅力を活かしたコスプレイベント、市民の交流の場となる演奏会を開催するなど、文化財の魅力を多面的に発信する取組みを継続しました。加えて、気軽に市の歴史に親しんでいただくため、定期的にテーマを変えながら文化財展示を行いました。

▼弥生時代の脱穀体験の様子。
参加した子どもたちは、苦労しながらも
楽しく体験学習をしていました。



▲中西家文書の一つ「騎馬武者図」
当時の武家によく飾られていました。

【新型コロナウイルス感染症への対応】

令和4年度においても、コロナ禍により、多くの学校で臨時休業がありました
が、国・府のガイドラインを遵守し、感染症予防を徹底しながら教育活動を継続
できるよう努めました。

子どもたちの学びを保障するべく、学習用タブレット端末を毎日家庭に持ち帰
らせることとし、学級閉鎖などの臨時休業時には学校と家庭をオンラインで結び、
健康観察や授業の継続に取り組んできました。また、教職員の研修は、対面実施
だけでなく、オンライン実施も取り入れました。

学校行事については、運動会・体育大会を学年ごとの分散での実施や、入学式
及び卒業式は、原則として新入生・卒業生、保護者、教職員のみ参加とし、時間
を短縮する等、各学校の実情に応じて工夫して実施しました。修学旅行について
は、昨年度に引き続き、万が一中止とした場合や、児童生徒がコロナ関連事由で
参加できなくなった場合に、キャンセル料の負担を軽減するための措置を継続
しました。

消毒液の配備を続けるとともに、令和3年度に各学校に設置した二酸化炭素濃
度計や、非接触型サーモカメラを活用した来校者対応も継続しました。

学校施設の工事業者等には、検温や手指の消毒並びに作業時のマスク着用な
どを指示し、感染対策を徹底しました。

社会教育施設の来館者にも同様の対策を施し、アクリルパーティションの設置、
体表面計測カメラ等により、感染防止に努めました。

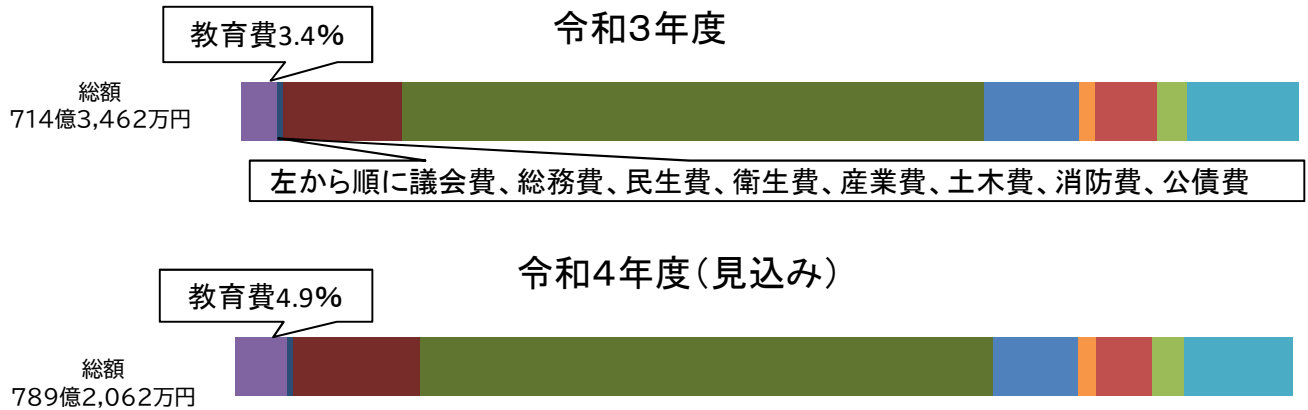
令和5年5月に、新型コロナウイルスの感染症法上の分類が5類に移行したこ
とを受け、今後は、感染状況に注意しつつ、コロナ禍で得た知見や授業改善の工
夫を活かして、子どもたちが充実した学校生活を送ることができるようウィズコ
ロナの学習環境づくりに取り組みます。

令和4年度に実施した守口市教育委員会の新型コロナウイルス感染症対策施策

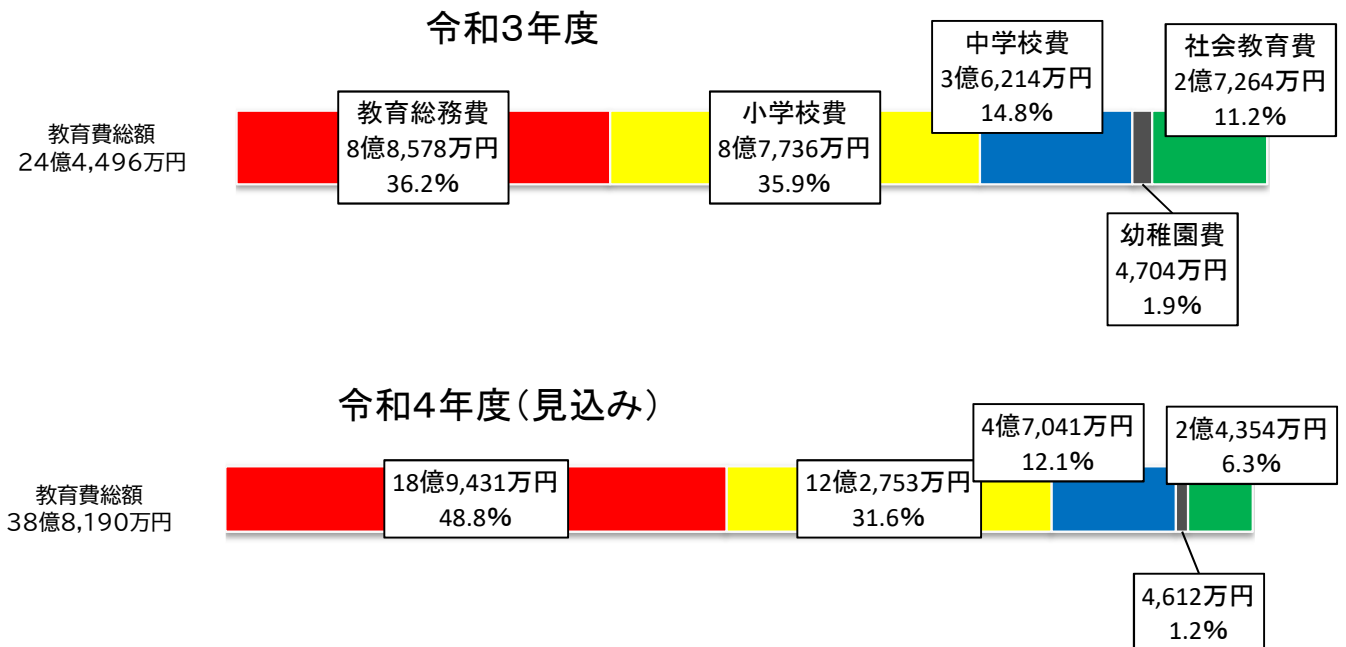
授業時数の確保	学校行事等の精選
	始業式・終業式・定期考査等の前後に授業を実施
	個人懇談等の工夫
	短い時間を活用した授業の実施
指導内容の担保	前年度の未指導内容の確認及び指導計画の見直し
感染リスクを低減した教育活動の実施	感染状況を踏まえた感染リスクの高い活動(児童生徒が長時間、近距離で行う対面活動、合唱、調理実習、身体接触を伴う活動等)の制限
	更衣場所やプールサイドにおける密を避けたプール指導の実施
	守口小学校における民間事業者を活用した水泳授業の実施
	体育行事の学年別実施など開催方法の工夫
	入学式等の参加者の制限等実施方法の工夫
臨時休業や出席停止の児童生徒へのオンライン授業の実施	ルータ・SIMカード貸与による家庭の通信環境支援
	『「オンラインによる子どもの支援」実施モデル』に沿ったオンライン授業の実施
学校生活の安全・安心	新型コロナウイルス感染症による学校臨時休業対応基本方針の改訂
	守口市立学校における児童生徒・教職員に新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドラインの策定
	衛生物品の配布と消毒の徹底
	新型コロナウイルス感染拡大防止にかかる対応及び各学校における臨時休業等の実施状況のホームページでの情報提供
	工事施工業者や業務受託者へ感染症対策の徹底を指示
	教職員研修や会議等におけるオンライン活用の推奨
	二酸化炭素濃度計や体表面温度計を使った来校者対応
家庭の負担軽減	宿泊行事が中止となった際のキャンセル費用の補助
	7月～3月にかけて小学校給食費を無償化
公共施設利用時の安全・安心	アクリルパーテーションの設置、マスク着用の徹底、入館時の検温等指定管理者と連携した感染防止対策
	文化センター、市民体育館、市立図書館における体表面温度計測カメラの設置
生涯学習機会の提供	市立図書館の蔵書数の強化
	感染症対策を工夫したイベントの実施

教育委員会の決算

一般会計の決算について



教育費について



※令和4年度と令和3年度の増減の主な理由

教育費総額 14億3,694万円(前年度比 58.8%の増)

- ①教育総務費 10億853万円(前年度比 113.9%の増)
 - 学校施設整備基金の積立金が増加したため(約5億円)
 - 小学校給食の無償化を実施したため(約1億4,000万円)
 - 部活動指導員等の会計年度任用職員の報酬が増加したため(約4,000万円)
- ②小学校費 3億5,017万円(前年度比 39.9%の増)
 - 補正予算において運動場整備工事を実施したため
- ③中学校費 1億827万円(前年度比 29.9%の増)
 - 補正予算において運動場整備工事を実施したため
- ④社会教育費 ▲2,910万円(前年度比 10.7%の減)
 - 市立図書館整備事業に伴う工事請負費等が減少したため

第2次守口市教育大綱について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、本市では計3回にわたり総合教育会議において市長と教育委員会が協議を重ね、令和3年3月に「第2次守口市教育大綱」を策定しました。(以下、教育大綱より引用)

1.大綱の趣旨

本大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定に基づき、国の教育振興基本計画における基本的な方針を参酌し、市長が本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の基本方針を策定するものです。

2.策定にあたっての考え方

本大綱の策定にあたっては、市長と教育委員会で構成する「総合教育会議」において学校教育・社会教育に関する課題に対する認識を共有しつつ、協議・調整を行い、第6次守口市総合基本計画の将来都市像である「いつまでも住み続けたいまち守口～暮らしやすさが、ちよ～どええ↑～」を実現するため、教育委員会が策定する「めざす守口の教育」を考慮し、教育活動に関する理念及びその実現に向けた教育行政の基本方針を定めることとします。

市長及び教育委員会は、本大綱に基づき、連携・協力し、それぞれの権限と責任において本市の教育行政を推進します。

3.期間

大綱の期間は、第6次守口市総合基本計画との整合性の観点から前期基本計画期間と同じく、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

4.現状と課題及び今後の方向性

グローバル化の進展や人工知能(AI)の飛躍的な進化など、社会が加速度的に変化する中、核家族化や少子高齢化の進展、また地域における人と人とのつながりの希薄化など、子どもたちを取り巻く環境も大きく変化しています。

本市においては、子どもたちが変化の激しいこれからの時代に自らの力でしっかりと生き抜くことができる確かな力を身に付けられるよう学力向上やいじめ、不登校、児童虐待などの様々な課題を解消し、自己肯定感を高めつつ一人ひとりの学びと育ちを保障することが必要であり、そのためには、市長と教育委員会との連携はもちろんのこと、保護者をはじめ市民全体で子どもたちを支えていくことが必要不可欠です。

その基本目標として、子どもたちの学力向上に向けた取組をさらに進めることは当然のこととし、それだけではなく多様な考え方を持つ児童・生徒が出会い、豊かな人間関係を築きながら、社会性を身に付ける場を提供し、心豊かでたくましく育つことができるよう、教育内容及びその環境を整えることが必要です。

また、外国人児童・生徒等に対する支援の充実や、いじめの未然防止・不登校の早期解消への取組など教育をめぐる今日的課題への対処も急務です。

さらに、福祉的アプローチなど様々な資源と手法により家庭へのサポートに配慮しつつ学校教育と家庭教育が密接に連携し、学校、家庭及び地域住民その他の関係者相互間の連携及び協力の更なる深化が必要です。

このため、本市では、保護者や地域住民の代表が特別職の地方公務員の身分である学校運営協議会委員となり、学校・家庭・地域における課題を共有し、共通の目標に向かって取組を進める学校運営協議会制度(コミュニティ・スクール)や大学、スポーツ団体、企業、市民団体及びNPOとの連携などの取組をこれからもさらに進めます。

これら学校と地域、関係諸団体との市民協働、地域連携を推進する体制は、子どもたちの教育環境を改善するだけでなく、多くの地域住民が、学校支援や放課後等の活動への参画を通じて、市民一人ひとりが教育の当事者となり、社会総掛かりで教育の実現を図ることで、活力あるコミュニティの形成につながり、学校だけでは実現できないような体験活動や地域の幅広い世代の人たちとの交流機会の充実など、子どもたちに多様な教育メニューを提供することができると考えます。

今後も変容し続け、予測することが困難な時代を生きる子どもたちが、発達段階に応じ「生きる力」を育むために、市長及び教育委員会が各学校長や教職員と力を合わせて学校教育・社会教育を総合的に推進します。

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」(抜粋)

(大綱の策定等)

第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱(以下単に「大綱」という。)を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。

3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 第一項の規定は、地方公共団体の長に対し、第二十一条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

令和4年度 めざす守口の教育（概要版）

「めざす守口の教育」では、守口市が掲げる教育理念を実現するために、守口市教育委員会が、当該年度に取り組む基本方針、重点項目を設定した教育方針を示しています。

策定にあたっては、守口市総合基本計画、守口市教育大綱等を踏まえつつ、令和4年度も引き続き新型コロナウイルス感染症や、教育の情報化をはじめとする急激な社会の変化に適切に対応することを重点としております。

<教育理念>

「郷土を誇りに思い、夢と志をもって、国際社会で主体的に行動する人の育成」

学校・家庭・地域がつながる小中一貫教育

学校間連携を軸とする一貫した中学校区教育

基本方針1 命を守る

「1 健康・体力づくりの充実」では、学校教育全体を通じた、健康の保持・増進及び体力の向上に向けた取組みを示しています。加えて、「2 安全・安心な環境づくりの推進」では、新型コロナウイルス感染症の対策を含めた、安全・安心な教育活動の充実にかかる取組みを示しています。

基本方針2 学力を伸ばす

誰一人取り残さず、すべての児童生徒の確かな学びを保障するため、学力向上プランで2本の柱として示している「3 授業改善の推進」と「4 自学自習力の育成」に「学習規律と言語能力の育成」の内容を踏まえた取組みを示しています。加えて、「5 支援教育の充実」では、個に応じたきめ細やかな指導について示しています。

基本方針3 心を育てる

「6 人権教育の充実」「7 道徳教育の充実」に教育活動全体を通して、推進する取組みを示しています。加えて、「8 生徒指導・キャリア教育の充実」では、集団や社会の一員として自己表現を図っていく大人へ育つよう促す、キャリア教育の視点を持って生徒指導にあたることを示しています。

基本方針4 学校力を高める

「9 学校経営の改善」では、中学校区教育の視点をもって、学校経営改善の取組みを示すとともに、ICT環境を活用した取組みを示しています。「10 教職員の資質向上・研修の充実」では、学び続ける教職員の育成及び教育公務員として法令遵守について示しています。

基本方針5 生涯学べる社会をつくる

「11 社会教育の振興」では、市立図書館を核とした、市民の「集い・学び・交流する」社会教育の充実にかかる取組みを示しています。

学校

家庭
地域



認定こども園等

育ちを支える教育コミュニティづくり

『郷土を誇りに思い、夢と志をもって、国際社会で主体的に行動する人の育成』

市教育委員会は、『郷土を誇りに思い※1、夢と志をもって※2、国際社会で主体的に行動する※3人の育成』の教育理念のもと、社会が急激に変化していく時代において、社会教育関係部局と連携し、学校教育・社会教育が一体となり、学校・家庭・地域の教育力を高め、「生きる力」と「生涯学び続ける人」の育成をめざし、守口の教育を推進します

学校・家庭・地域がつながる小中一貫教育

市の教育理念を効果的に実現させるため、小中一貫教育及び学校運営協議会制度を導入しています。本市のめざす小中一貫教育は、学校・家庭・地域が、義務教育9年間を見通した「めざす子ども像」を掲げ、共に手を携えながら中学校区が一体となってすすめていく教育活動です。すべての中学校区及び義務教育学校※4に設置している学校運営協議会で、学校・家庭・地域が、9年間の学びと育ちのつながりを意識し、子どもの視点に立って、学校運営やその運営に必要な支援について話し合いながら、教育活動の質の向上に取り組みます。

学校では、就学前から義務教育修了までの教育を円滑に接続し、学ぶ意欲や学力の向上、たくましく生きるための健康や体力の向上、いじめを許さないなど豊かな心の教育の充実に取り組みます。あらゆる教科等の学習において体験活動を大切にしつつ、ICTを効果的に活用し、子ども達が未来社会を切り拓くための資質・能力を育成します。

家庭・地域では、学校とスクラムを組んで、子どもの成長に関わり、健やかな学びと育ちを支える教育コミュニティづくりをすすめます。さまざまな人が共に子どもの教育のために力を出し合い、継続して子どもに関わる組織づくりや活動のネットワーク化により、人と人、人と社会をつなぐ地域社会づくりをすすめます。

子ども達一人ひとりが、自分の良さや可能性を信じ、多様な人々と協働しながら、様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り開き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、コミュニティ・スクールを基盤として、「学校間連携を軸とする一貫した中学校区教育」と「育ちを支える教育コミュニティづくり」の関連を図りながら、学校・家庭・地域がつながる小中一貫教育を推進します。

なお、5つの基本方針をもとに、11の重点項目を中・短期的課題ととらえ、さらに今年度具体的に取り組む内容を、重点項目ごとにわかりやすく簡潔に示しました。

- ※1【郷土を誇りに思い】：自然や歴史、伝統、文化など郷土のよさに触れることで地域の魅力を見つめ直し、地域の一員であることの自覚を深め、地域においてさまざまな活躍ができること。
- ※2【夢と志をもって】：自分のやりたいことを見つけ、夢や志をもって、自らの人生を切り拓いていくために、目標をもち、その実現に向かってやり抜こうとする意志や、よりよい社会を作ろうとする意欲をもつこと。
- ※3【国際社会で主体的に行動する】：グローバル化が急速に進展する社会の中で、異なる文化を理解するとともに、伝統文化など日本のよさや自分の考えを伝えるコミュニケーション能力を発揮し、人とつながり協力して、未知の状況に対して主体的に行動できること。
- ※4【義務教育学校】：学校教育制度の多様化及び弾力化を推進するため、「学校教育法等の一部を改正する法律（平成28年4月1日施行）」により規定された新たな学校の種類であり、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う。本市ではさつき学園が当たる。
- ※5【学校運営協議会】：地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の第1項で規定される学校の運営に関して協議する機関。主な役割として学校運営の基本方針の承認や学校運営について意見を述べる等が法律で定められている。
- ※6【コミュニティ・スクール】：学校運営協議会を設置した学校のことで、本市では中学校区に1つの協議会を設置することとしている。PTAや地域団体の代表等が委員となり、学校運営や学校支援活動について話し合う。

第6次守口市総合基本計画【令和3年度～令和12年度】

<将来都市像>

いつまでも住み続けたいまち守口
～暮らしやすさが、ちょうどええ！～

まちづくりの目標

- (1)子どもや若い世代が夢を育めるまち
- (2)一人ひとりが自分らしく活躍できるまち
- (3)安全に安心して暮らせるまち
- (4)市民が誇れる魅力あるまち
- (5)持続可能な都市づくりを進めるまち

整合

第2次守口市教育大綱【令和3年度～令和7年度】

教育に対する理念

郷土を誇りに思い、夢と志をもって、
国際社会で主体的に行動する人の育成

施策の方向性と基本方針

I. 学校・家庭・地域の連携による次代を担う子どもの育成

- 1.命を守る
- 2.学力を伸ばす
- 3.心を育てる
- 4.魅力ある学校づくりを推進する
- 5.地域の力と教職員の自己研鑽
- 6.安心して子育てができる環境を整備する

II. つながりとふれあいの推進

- 7.人と地域がつながる
- 8.生涯学べる社会をつくる

教育振興基本計画【国】

参酌
さんしやく

学力向上プラン【令和3年度～令和5年度】

反映

反映

教育指針「めざす守口の教育」

前年度に教育委員会が行った取組み

点検及び評価

点検・評価報告書

反映

※参酌…他と比べ合わせて参考にする

II 教育委員会の点検・評価の結果について

<p>学校教育 基本方針 1</p>	<p>命を守る ～たくましく生きる健康と体力づくり～</p>
<p>方針目標</p>	
<p>児童生徒の安全を守る取組みは、全ての教育活動の基盤となるものです。学校内外における事故や事件から子ども達を守る体制づくり、災害等に対する備えを始めとした身体的な安全確保に加えて、近年問題となっている子ども達の運動習慣や食習慣の改善に取り組み、安定した心身で生活する力を培うことを目指します。加えて、コロナ禍においては、感染状況に応じた対策と、学びの保障の両立に取り組みます。</p>	
<p>重点項目</p>	<p>目 標</p>
<p>1. 健康・体力づくりの充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○体力・運動能力の向上及び運動習慣等の改善 ○部活動の適切かつ円滑な実施
<p>2. 安全・安心な環境づくりの推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○感染症予防にかかる指導の徹底及び環境整備 ○防災教育・安全指導の充実 ○学校の危機管理体制の充実 ○家庭・地域と連携した登下校の見守りと通学路の安全点検の実施 ○食物アレルギー対応の徹底及び食品衛生管理の徹底

重点項目1		担当課
健康・体力づくりの充実		学校教育課
目標1	体力・運動能力の向上及び運動習慣等の改善	
主な取組み(教育指導事業)		評価
<ul style="list-style-type: none"> ● 「体力向上アクションプラン」(※1)に基づいた取組みの実施 ● 調和のとれた生活習慣確立のため、自己点検カード等の活用 		○
評価の根拠		
<ul style="list-style-type: none"> ◇ 各学校の課題に正対した「体力向上アクションプラン」に基づき、運動するきっかけづくりや運動を楽しむことなどの取組みを行った。コロナ禍で全国的に体力合計点が低下する中、全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果は中学校等2年女子を除き、前年度より向上または維持となった。 ◇ 小学校等3,4年生段階から児童の体力と生活状況とを総合的に把握・分析し、教育活動の改善を図るため、市立小学校3校で大阪府事業「ICT活用による子どもの体力向上事業」に参加し体力向上の取組みを推進した。 ◇ 調和のとれた生活習慣の確立に向け、家庭・地域と連携した取組みに加え、ネットやゲームの使い過ぎにならないためのルールづくり等について、「SNSノートおおさか(※2)」の活用について指導した。 ◇ コロナ禍や、猛暑・大雨等の異常気象により、水泳指導が計画通り実施できない場合も見受けられたことから、守口小学校において、民間事業者による水泳指導を実施した。移動時間の確保が課題であったものの、全体として、円滑に実施でき、専門性の高い指導や小グループでのきめ細やかな指導を時期を問わず実施ができた。 		
今後の方向性		
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 児童生徒が運動の楽しさや大切さを感じ、自ら進んで運動する習慣が身につけられるよう、授業づくり及び外遊び等の運動機会の設定を行う。 ◆ 児童生徒が調和のとれた生活習慣を身につけるための自己点検カードなどを活用した取組みを推進する。 ◆ 民間事業者による水泳指導については守口小学校での取組みを継続し、さらに検証を進めていく。 		
学識経験者の意見・助言		
<ul style="list-style-type: none"> ● 学校ごとの課題に応じた「体力向上アクションプラン」に基づく取組みの効果が出てきているので、継続した取組みの充実に期待する。 ● 「SNSノートおおさか」を活用した情報リテラシーの向上をめざす取組みは評価できる。 		

重点項目1		担当課
健康・体力づくりの充実		学校教育課
目標2	部活動の適切かつ円滑な実施	
主な取組み(教育指導事業)		評価
<ul style="list-style-type: none"> ● 部活動における適切な練習時間や休養日の設定 ● 部活動指導員(※3)の配置 ● 部活動の地域移行に向けたスポーツ庁委託事業を活用した実践研究 		○
評価の根拠		
<p>◇ 適切な休養日及び活動時間が設定されていることを毎月提出される実績報告により確認を行いつつ、「守口市立中学校にかかる部活動の方針(※4)」に従った部活動指導を推進した。</p> <p>◇ 前年度に引き続き、部活動指導員を中学校等全校に配置し、顧問と指導員の連携により専門的な指導が行われた。</p> <p>◇ スポーツ庁委託事業「地域運動部活動推進事業」を実施(3校5部活動)した。関係者の合意形成や実践研究の実施方針の決定、域内への普及方法の検討のために「守口市地域運動部活動推進事業における部活動検討委員会」を令和4年度に設置し、指導者の確保や費用負担の在り方について協議を行い、実践研究の成果と課題についてまとめた。</p>		
今後の方向性		
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 部活動の適切かつ円滑な実施に向け、他自治体の先進的な取組みを校長会等で共有し、市としての取組みにつなげていく。 ◆ 部活動指導員の配置を継続する。「地域運動部活動推進事業」における成果と課題及び部活動ごとの状況を踏まえ、部活動の在り方を研究していく。 ◆ 実践研究終了後を見据え、事業費や運営費の財源確保について検討を行っていく。 		
学識経験者の意見・助言		
<ul style="list-style-type: none"> ● 部活動は中学校教育の大きな課題の一つ。部活動指導員の増員等、教員の負担軽減につながる取組みに期待する。同時に、部活動の在り方について、保護者に理解を得られるよう情報発信にも努められたい。 ● 中学校等2年生女子の体力合計点が令和4年度において著しく低下しているため、改善を求めたい。 		

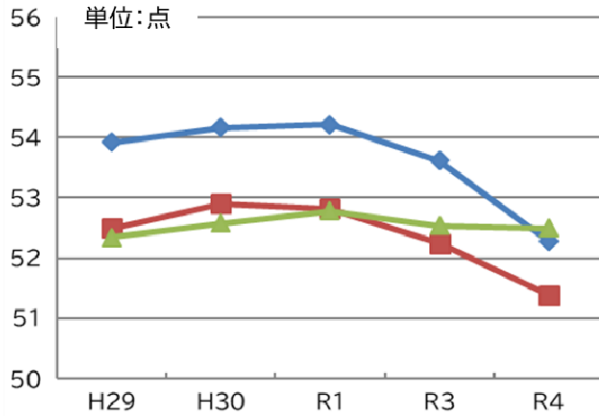
参考となる図表及び注釈

目標1.「体力・運動能力の向上及び運動習慣等の改善」

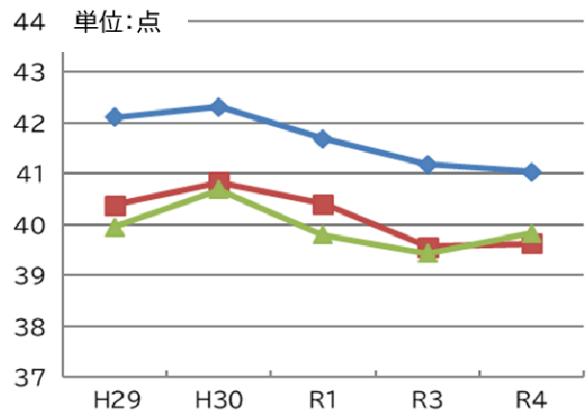
令和4年度 守口市の実技に関する調査結果と推移

体力合計点 ◆:全国 ■:大阪府 ▲:守口市

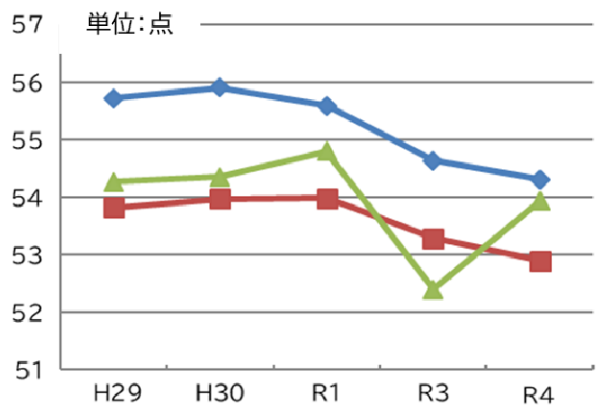
小学校等5年生男子



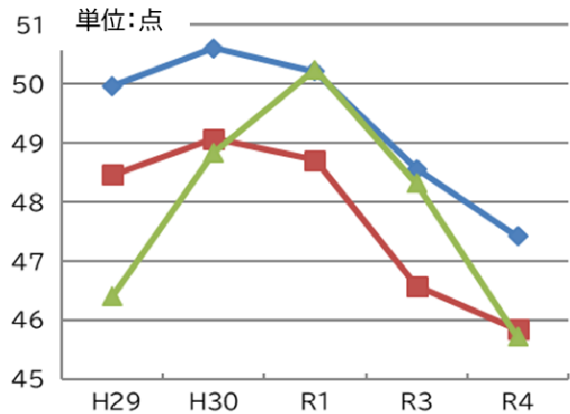
中学校等2年生男子



小学校等5年生女子



中学校等2年生女子



令和4年度 守口市の児童生徒質問紙調査及び学校質問紙調査結果

※()内は全国の平均値

	小学校等5年生男子	小学校等5年生女子	中学校等2年生男子	中学校等2年生女子
運動(体を動かす遊びを含む)やスポーツすることは好きですか。	90.3% (92.4%)	85.1% (85.9%)	88.3% (88.9%)	70.6% (77.3%)
あなたにとって運動(体を動かす遊びをふくむ)やスポーツは大切なものですか。	90.0% (93.4%)	89.2% (90.7%)	91.1% (92.1%)	80.6% (86.6%)
中学校に進んだら(中学校卒業後)、授業以外でも自主的に運動(体を動かす遊びをふくむ)やスポーツをする時間を持ちたいと思いますか。	83.9% (88.4%)	79.4% (85.0%)	82.7% (85.7%)	67.4% (78.1%)

目標2.「部活動の適切かつ円滑な実施」

部活動指導員配置状況(令和4年度)

学校名	部活動名
第一中学校	男子バドミントン部
庭窪中学校	準硬式野球部
八雲中学校	男子バスケットボール部
梶中学校	ラグビー部
大久保中学校	ソフトテニス部
錦中学校	卓球部
樟風中学校	男子ソフトテニス部
さつき学園	男子バスケットボール部

守口市地域運動部活動推進事業における部活動検討委員会(令和4年度)

①目的

守口市における地域運動部活動推進事業を実施するにあたり、関係者の合意形成、実践研究の実施方針の決定、拠点校における実践の共有や検証、域内への普及方法の検討などを行う。

②開催実績と内容

日程	内容
第1回 9月9日	<ul style="list-style-type: none"> ・(報告)守口市立中学校並びに義務教育学校の部活動の状況について ・(報告)令和3年度の地域運動部活動推進事業について ・(報告)令和4年度の地域運動部活動推進事業の取組み状況について ・(協議)市部活動検討委員会の予定について
第2回 10月12日	<ul style="list-style-type: none"> ・(報告)地域運動部活動推進事業の取組み状況について ・(報告)各取組みにおける参加生徒の状況について ・(協議)各取組みにおける目的・目標について
第3回 11月17日	<ul style="list-style-type: none"> ・(報告)地域運動部活動の取組み状況について ・(協議)各取組みにおける指導者の確保について(教職員の兼職兼業含む)
第4回 12月15日	<ul style="list-style-type: none"> ・(報告)地域運動部活動の取組み状況について ・(協議)各取組みにおける費用について
第5回 1月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・(報告)地域運動部活動の取組み状況について ・(協議)報告書の内容について

地域運動部活動の成果と課題のまとめ

【成果】

- 運営団体及び実施部活動を拡充するとともに、2校による合同実施を研究することができた。
- 運営団体の工夫により、平日と休日の指導の連携を図ることができた。
- 実施部活動における生徒・保護者・教員の部活動改革について理解を進めることができた。
- 部活動検討委員会において、目的・目標の共通理解を図るとともに、教職員の兼職・兼業も含めた指導者の確保や費用負担の在り方について多面的に協議を行うことができた。

【課題】

- 実施部活動以外の生徒・保護者への理解促進とその方法
- 実施部活動の拡充に向けた運営団体及び指導者の確保
- 保護者の費用負担の在り方



※1 【体力向上アクションプラン】

PDCAサイクルに基づく体育活動の活性化を図るため、各校が毎年策定している体力向上にかかる取組み計画。授業や授業以外での体力向上に取組み、全国体力、運動能力・運動習慣等調査結果等を活用した取組みの検証結果を踏まえ、毎年度更新している。

※2 【SNSノートおおさか】

児童生徒の情報モラル・リテラシーの強化と向上を目的とした情報モラル教育教材。松原市、泉南市、守口市で組成する作成委員会と一般財団法人LINEみらい財団で共同開発。



※3 【部活動指導員】

実技指導や学校外での活動の引率等を行うことを職務とする外部人材。各中学校等に1名ずつ配置。

※4 【守口市立中学校にかかる部活動の方針】

スポーツ庁が策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン(平成30年3月)」及び文化庁が策定した「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン(平成30年12月)」、大阪府教育委員会が運動部と文化部を併せた「大阪府部活動の在り方に関する方針(平成31年2月)」を参考に策定した部活動の活動時間及び休養日の設定その他適切な部活動の取組みにかかる本市の方針。

重点項目2		担当課
安全・安心な環境づくりの推進		学校教育課 保健給食課
目標1	感染症予防にかかる指導の徹底及び環境整備	
主な取組み(学校保健安全事業)		評価
<ul style="list-style-type: none"> ●「新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る留意点(守口市教育委員会)」に基づいた感染症予防対策の徹底 ●施設への衛生物品及び空気清浄機の配付 		○
評価の根拠		
<p>◇感染状況に応じて「新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る留意点」の改訂や周知徹底を行った。各学校において、家庭との連携による児童生徒の健康状態の把握、適切な換気の確保、手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導など、基本的な感染症対策に取り組み、その拡大防止を図った。</p> <p>◇児童生徒のみで行動する(登下校、休み時間、放課後等)状況でも、自身の判断で適切に対応できるよう、児童生徒向けのチェックリスト(※1)を作成し周知した。</p> <p>◇国庫補助金を活用し、消毒液やマスクをはじめとした衛生物品を購入し、全校に定期的に配布した。また、HEPAフィルター付き空気清浄機を購入し、小学校等に142台、中学校等に70台を配付した。</p>		
今後の方向性		
<p>◆令和5年5月8日付けで感染症法に基づく新型コロナウイルス感染症の位置づけが変更されることに伴い、文部科学省や府教育庁が発出する通知文書等を踏まえつつ、感染症の予防及び拡大防止のための取組みを継続する。</p>		
学識経験者の意見・助言		
<ul style="list-style-type: none"> ●未だに、政府から新型コロナウイルス感染症の終息宣言は出されておらず、ヘルパンギーナ等新たな感染症も流行しており、引き続き感染症予防への取組みの継続が必要である。油断をすることなく、子どもたちや教職員の健康維持には十分な留意をしていただきたい。 ●児童生徒向けのチェックリストの配付は、子どもに自覚を持たせる意味でも有効な取組みと考える。 		

重点項目2		担当課
安全・安心な環境づくりの推進		学校教育課 保健給食課
目標2	防災教育・安全指導の充実	
主な取組み(教育指導事業)		評価
<ul style="list-style-type: none"> ● 各教科等における防災教育の推進 ● 各校における学期ごとの避難訓練の実施 ● 救急救命法の校内実技研修及び発達段階に応じたAEDの指導の実施 ● 学校における交通安全教室の実施 		○
評価の根拠		
<p>◇ 防災教育については、各学校が毎年度作成する「学校防災マニュアル」に、ねらい、各学年における指導内容、教科、「子ども安心・安全マップ」等の使用教材を明記することで、計画的に推進することができた。よつば小学校では、地域の防災士による出前授業を実施した。</p> <p>◇ 避難訓練については、クラス単位での実施やプリント等を活用した指導への変更もあわせて、学期に1回実施した。また、八雲中学校では土曜参観時に地域と連携した防災訓練を実施した。</p> <p>◇ すべての学校において、救急インストラクター資格を有する教職員や守口消防署等による校内実技研修を実施した。また、中学校等で保健体育の授業でAEDの指導を行った。</p> <p>◇ コロナ禍により、小学校等の訪問はできなかったが、守口警察署員がリモートで交通安全及び防犯について講話形式の授業(歩き方・自転車の安全な乗り方)を実施し、児童生徒に対して安全への意識付けを行う機会を設けた。(小学校:春・秋の交通安全教室を全校開催 中学校:4校開催)</p>		
今後の方向性		
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 児童生徒が適切な避難行動をとることができるよう、各教科等での防災教育に加え、地域防災士による出前授業など、地域との連携による防災教育の実施ができるよう関係機関との連携を図る。 ◆ 避難訓練については、火災、地震、洪水などを想定し、各学期に1回の実施を継続するよう指導していく。その際、大阪府880万人訓練や、家庭への引き渡し訓練、地域との共同実施など、家庭・地域・関係機関との連携による実施を進める。 ◆ 保健体育等の授業において、発達段階に応じたAEDの指導を行えるよう、救急インストラクターの資格を取得した教職員を全校に1名以上配置するため、資格取得及び資格更新のための再講習の受講を進める。 ◆ 守口警察署等関係機関と引き続き連携し、リモートによる交通安全教室の開催も取り入れつつ、学校での講義及び実技を中心とした授業形態で実施する。 		
学識経験者の意見・助言		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会科を初め各教科の指導改善事項に防災教育が追加されるなど、防災教育の重要性が見直されており、継続的な取組みの充実に期待する。 ・ 守口市において、防災教育が各教科や総合的な学習の時間等において実施されていることを評価したい。 		

重点項目2		担当課
安全・安心な環境づくりの推進		学校教育課
目標3	学校の危機管理体制の充実	
主な取組み(教育指導事業)		評価
<ul style="list-style-type: none"> ● 各校の「防災マニュアル」及び「危機管理マニュアル」の継続的な検証・改善 ● 学校に関わる事件や事故の報道等を把握した際の学校への注意喚起 ● 日常的な関係機関との連携 ● 学校、市危機管理室、大阪府及び地域による合同避難訓練の実施 		○
評価の根拠		
<ul style="list-style-type: none"> ◇ 学校の危機管理体制の充実のため、各校の「防災マニュアル」及び「危機管理マニュアル」が災害の種類に関わらず、教員が速やかに対応できるマニュアルとなるよう継続的に指導した結果、改善が行われた。 ◇ 不審者情報に限らず、熱中症や自然災害、学校に関わる事件や事故を把握した場合、本市での対応を検討し、速やかに学校に注意喚起を行った。 ◇ 不審者情報や誘拐・爆破予告メールがあった際には、速やかに守口警察等関係機関と登下校時の安全確保対策について協議を行い、学校へ情報提供を行った。 ◇ 災害時における避難所機能が十分に発揮されるよう、さくら小学校で、教職員、市危機管理室及び大阪府並びに地域が合同で避難訓練を実施した。災害用備蓄品の点検や、マンホールトイレの使用の確認、消毒や体調不良者の隔離避難などを行った。あわせて、避難が長期化する際を想定したペットを同行した避難者の受入れ訓練を実施した。 		
今後の方向性		
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 「防災マニュアル」及び「危機管理マニュアル」については、校舎の構造の差異や教職員、児童生徒の入れ替わりが毎年あることから、各校の実態に応じて役割分担等を毎年確認するよう指導を継続する。また、最新の国・府の通知をもとに検証・改善のポイントを示し、家庭・地域と連携した非常時の対応マニュアルとなるよう指導する。 ◆ 突発的に生起する学校に関わる事件や事故、自然災害等に関係機関と連携して取り組むため、日頃から地域等関係諸機関と情報共有を図り、各種連絡会議で事案対応について検討・協議する。 ◆ 非常時には学校施設が避難所にもなることから、引き続き市危機管理室や地域をはじめとする関係諸機関と日ごろの連携を密にし、万が一に備えた避難訓練の合同実施を継続する。また、ペットの受入れが認められずに逃げ遅れるケースなど、全国の避難事例で収集された課題への対応を今後も検討し、本市における避難体制の強化に取り組む。 		
学識経験者の意見・助言		
<ul style="list-style-type: none"> ・ さくら小学校での合同避難訓練の実施は高く評価できる。今後、他校への取組みの拡大を期待する。 ・ 「防災マニュアル」及び「危機管理マニュアル」を実効性があるものとするため、常時見直しに努められたい。 		

重点項目2		担当課
安全・安心な環境づくりの推進		教育総務課・学校教育課 保健給食課
目標4	家庭・地域と連携した登下校の見守りと通学路の安全点検の実施	
主な取組み(学校保健安全事業)		評価
<ul style="list-style-type: none"> ● 警察や地域との連携に基づく児童生徒の安全確保体制の確立 ● 市立学校の安全管理体制の確立と児童生徒の安全確保 ● 守口市通学路交通安全プログラムに沿った交通安全対策の実践 ● 地域の青色防犯パトロール団体に対する下校時間帯に合わせたパトロールの実施要請 		○
評価の根拠		
<p>◇ 警察をはじめとする関係機関と不審者情報等を速やかに共有するとともに、学校から家庭・地域への連絡はデジタル連絡ツールの活用により迅速に行った。</p> <p>◇ 学校・保護者・地域から情報が寄せられた危険箇所について、随時、現地確認を行い啓発看板や路面標示を新たに設置する等について道路管理所管課及び守口警察署に依頼し対策につなげた。</p> <p>◇ 学校からのグリーンベルト設置要望を受け、市の道路管理所管課と協議し、2,635mの設置延長につなげた。</p> <p>◇ 引き続き、青色防犯パトロールを行う6団体に、児童の下校時における活動を要請し、パトロール活動が実施された。</p>		
今後の方向性		
<ul style="list-style-type: none"> ◆ ミマモルメ等のメールツールでは、発信後の既読確認ができないため、今後、学校から家庭・地域への連絡手段は、デジタル連絡ツールに統合し、情報伝達に遺漏がないよう取り組んでいく。 ◆ 通学路の安全性向上のため、個々の通学路の点検結果を踏まえ、関係機関との連携を深めながら、安全確保に向けた取組みを継続する。 ◆ グリーンベルトについては、随時、設置要望を踏まえ、市の道路管理所管課へ延長要望を行う。 ◆ 今後も、青色防犯パトロールの実施団体に、児童の下校時間帯における活動の継続を要請する。また、新規団体が発足した際には、児童の安全の確保と防犯の観点から、協力体制を構築する。 		
学識経験者の意見・助言		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 登下校時の安全対策に関して、事故が起きてからでは遅いので、適宜、通学路の安全点検を実施し、関係機関と連携しながら安全確保に努められたい。 ・ 青色防犯パトロールの実施団体に敬意を表したい。これからも子どもたちの安全を保障するためのパトロール活動に期待したい。 		

重点項目2		担当課
安全・安心な環境づくりの推進		保健給食課
目標5	食物アレルギー対応の徹底及び食品衛生管理の徹底	
主な取組み(学校保健安全事業、学校給食事業)		評価
<ul style="list-style-type: none"> ● 教職員に対する食物アレルギー疾患対応研修の実施 ● 食品衛生管理の徹底 		△
評価の根拠		
<p>◇ 教職員の理解を深めるため「食物アレルギー疾患対応研修会」を実施(令和5年2月:対面式、リモート)。</p> <p>◇ 食中毒の発生予防のため、委託業者に対し「学校給食衛生管理基準」に基づいた調理作業を徹底するよう指示した。(発生ゼロ)。</p> <p>◇ 異物混入事案については、令和4年度は28件(令和3年度22件)で、このうち、危険異物は2件(令和3年度5件)であった。また、物資の納入から喫食に至るまで異物混入防止対策と異物混入発生時の適切な対応を示す「異物混入対応マニュアル」を令和4年8月に策定し、校長会を通じて各学校への周知を行った。あわせて物資納入業者の現地調査を行い、衛生管理の状況を確認した。(28社)</p> <p>◇ 学校給食の安全及び衛生に関する調査や事故対応の点検及び評価を行い、安全で安心な学校給食に向けた取組をより一層充実させるため、外部有識者等で構成される「守口市立学校給食安全安心検証委員会」(※2)を設置し、検討を行った(答申:令和5年秋予定)。</p> <p>◇ コロナ禍で給食を実施するにあたり、令和3年度に引き続き、配膳過程の簡略化、中学校ランチルームのテーブルの仕切り板の設置、パンの個包装などを行った。</p>		
今後の方向性		
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 緊急時の対応に備え、教職員に対して「食物アレルギー疾患対応研修会」を継続的に実施する。 ◆ 異物混入の再発防止に向け、調理室、物資納入業者への衛生管理の徹底について、指導する。万一、異物混入時には、「異物混入対応マニュアル」に基づき児童生徒の安全を最優先に対応する体制づくりについて、学校と連携し実施する。 ◆ 学校給食の安全で安心な提供のため、「守口市立学校給食安全安心検証委員会」からの答申を受け、更なる改善に取り組む。 		
学識経験者の意見・助言		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 異物混入事案が、令和4年度において28件も出たことは由々しき問題である。絶対にあってはならないことである。異物混入事案の撲滅に向けた、衛生管理の更なる徹底をお願いしたい。 ・ 教職員への食物アレルギー疾患対応研修は評価できる。今後、食物アレルギーへの緊急対応に備え、各校へのエピペンの配置を進められたい。 		

参考となる図表及び注釈

目標2.「防災教育・安全指導の充実」

救急インストラクター取得人数・在籍校(令和5年3月末時点) 単位(人)

守口小	1	八雲東小	1	庭窪中	1
庭窪小		佐太小		八雲中	1
八雲小		下島小		梶中	2
錦小		よつば小	2	大久保中	
金田小		さくら小		錦中	1
梶小		寺方南小	3	樟風中	
藤田小	1	第一中	1	さつき学園	3

合計17名

目標4.「家庭・地域と連携した登下校の見守りと通学路の安全点検の実施」



青色回転灯搭載車両



登校時の見守りの様子

※1 【児童生徒向けのチェックリスト】

放課後や休日を過ごすときの感染症対策について、家庭内での子どもと一緒に確認することができるチェックリスト。

保護者のみなさまへ **子どもたちの感染を防ぐために**


～放課後や休日を過ごすときの感染症対策～

新型コロナウイルスの変異株（オミクロン株）は強い感染力をもっており、小学生の子どもたちへの感染も広がっています。守口市教育委員会では、子どもたち自身が考え、感染を防ぐための行動ができるようチェックリスト（参考：大阪府教育庁）を作成しました。

ご家庭においても、子どもと一緒にリストを読んでいただくなど、放課後や休日を過ごすときの感染症対策について確認いただきますようご協力をお願いします。

毎日（お休みの日も）、体温をはかっていますか？

体調が悪いときは、外出しないようにしていますか？



※2【守口市立学校給食安全安心検証委員会】

学識経験者、保護者、その他教育委員会が適当と認めた者の計6人以内の委員で組織される委員会(市の附属機関)で、教育委員会の諮問に応じて、「学校給食の安全及び衛生の向上について」に関する下記の諮問事項を調査審議し、答申する。

【諮問事項】

1. 学校給食における安全・衛生管理の向上
食材調達から調理、配膳・食事における安全・衛生管理の向上、給食施設における安全・衛生管理の向上
2. 事故等の発生時における迅速かつ的確な対応
「異物混入発生マニュアル」及び「食物アレルギー疾患対応マニュアル」の運用についての検証、改善・充実
3. 今後の学校給食の充実
給食を題材とした食育の充実、学校給食に関する情報発信、児童生徒・保護者の意見を取り入れた学校給食の在り方等

II 教育委員会の点検・評価の結果について

<p>学校教育 基本方針 2</p>	<p>学力を伸ばす ～一人ひとりの学力の向上と個性・創造性の伸長～</p>
<p>方針目標</p>	
<p>すべての児童生徒が、社会の一員として必要とされる資質・能力を養うため「確かな学力」の定着を目指して、生きて働く「知識・技能」、未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力」、学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」の育成に取り組みます。</p> <p>目標の実現に向けて、各校がそれぞれの実情に応じた明確な目標値を設定し、組織的な研究体制のもと、全国学力・学習状況調査の結果等から、個別の状況把握と分析を行い、R-PDCAサイクルを意識しながら、「学力向上推進プラン」に基づく授業改善及び自学自習力の育成に向けた取り組みを行います。</p> <p>また、コロナ禍で、定着しつつあるオンライン授業と、対面授業との連続性を重視し、デジタル教材等のICTを効果的に活用した豊かな学びの実現を目指します。</p> <p>加えて、学校看護師や、支援教育支援員・スクールヘルパー等の学校運営スタッフを活用して、すべての児童生徒が充実した学校生活を送ることができる環境づくりに取り組みます。</p>	
<p>重点項目</p>	<p>目 標</p>
<p>3. 授業改善の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○学力向上にかかる組織的な取り組みの推進 ○ICT機器を効果的に活用したすべての児童生徒が「わかる・できる」授業づくりの推進
<p>4. 自学自習力の育成</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○授業との連続性を意識した家庭学習の設定 ○児童生徒の家庭学習習慣及び読書習慣の確立
<p>5. 支援教育の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○個に応じた支援の充実 ○支援教育の充実に向けた教職員の指導力向上

重点項目3		担当課
授業改善の推進		学校教育課
目標1	学力向上にかかる組織的な取組みの推進	
主な取組み(教育指導事業)		評価
<ul style="list-style-type: none"> ● 各校における「学力向上推進プラン」の作成及びR-PDCAサイクルによる検証・改善 ● 全校に市費教員を配置し、学力向上推進教員が学力向上に関わる取組みのコーディネート業務に専念できる環境の整備 ● 各教科等における学校図書館の計画的な利活用の推進 		○
評価の根拠		
<p>◇ 年度当初と年度末に学力向上にかかる校長ヒアリングや、学力調査及び年3回実施のアンケート結果等によって各校の状況把握を行った。各校が課題に正対した取組みの計画・策定や、学期ごとに「学力向上推進プラン」の改善について指導助言を行い、組織的な授業改善に向けた取組みを進めた。</p> <p>◇ 毎週オンラインで学力向上推進教員会議を開催し、学力の分析等を行った。また、思考力・判断力・表現力の育成に向けた授業改善や自学自習力の育成の実践報告等、各校間で共有し、より効果的な取組みについて協議した。また、児童生徒アンケート結果から各校の非認知能力(※1)の低い子どもの把握方法や、その向上に向けた取組みについても協議を行った。その結果、小中ともに、児童生徒のアンケート「わたしにはよいところがある」、「クラスの人の役に立っている」が昨年度より改善(重点項目6の表参照)した。</p> <p>◇ すべての学校において、学校図書館担当教員、学校司書(※2)が連携し、学校図書館教育全体計画に基づく、各教科等での学校図書館利活用計画の更新を行った。</p>		
今後の方向性		
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 現行の「守口市学力向上プラン」は令和5年度までであることから、これまでの取組みの総括を行い、本市の成果や課題を明らかにした上で、学校長や学力向上推進教員とも意見交換を行いながら、令和6年度以降の新たな学力向上プランを策定する。 ◆ 本市の課題である思考力・判断力・表現力及び自学自習力の育成に向け、学力向上推進教員会議において、各校で作成する「学力向上推進プラン」が、義務教育9年間を見通したより実効性のあるものとなるよう、中学校区毎の担当教員で協議・改善を図った上で、各校の取組みを推進していく。 ◆ 学校図書館の整備及び充実に取り組む上で、適切な廃棄・購入計画の立案及び蔵書管理、貸出・返却・検索等、効率的な運営を行うため、市立学校全校に電算化システムを導入を進めていく。 		
学識経験者の意見・助言		
<ul style="list-style-type: none"> ● 義務教育9年間を見通して、小・中学校が校区の課題を共有し連携しながら学力向上に取り組むことは有効な方策であり、更なる取組みの充実に期待する。 ● 守口市の子どもたちの学力(学力調査の平均値)が、大阪府の平均値よりも低いことが課題である。更に状況が改善するよう、学力向上にかかる組織的な取組みの一層の推進に期待したい。 		

重点項目3		担当課
授業改善の推進		教育センター
目標2	ICT機器(※3)を効果的に活用したすべての児童生徒が「わかる・できる」授業づくりの推進	
主な取組み(教育研究・研修事業)		評価
<ul style="list-style-type: none"> ● ICTを活用した授業実践事例や教材の共有 ● 学習用タブレット端末の活用や情報共有ツールの利用についての研修の実施 ● 学習者用デジタル教科書の活用 ● 学習用タブレット端末と同機種 of 指導者用タブレット端末の整備 		◎
評価の根拠		
<p>◇ 情報共有ページ「守口市カレッジBOX」を運営し、思考・判断・表現力の育成や協働的な学習に関わる情報発信を週3回程度行った。</p> <p>◇ ICTを活用した授業づくり研修として、夏期教職員研修4講座、府のスマートスクール実現モデル校である八雲中学校・錦小学校の公開授業を各1回実施した。各校の研究テーマに沿った校内研修について実施計画への指導助言を行った。1人1台端末を活用した授業実践における先進市である愛知県春日井市を教育委員会及び府のスクールエンパワメント事業実施校代表教員が視察し、校長会・教頭会及び学力向上推進教員会議にて成果報告を行った。また、本市のICT環境や協働学習ツール等のクラウド環境に合わせた効果的なICT活用方法を、校長会・教頭会・学力向上推進教員会議や「守口市カレッジBOX」等にて提案するとともに、各校で活用できる研修動画を作成、提供した。</p> <p>◇ すべての学校でデジタル教科書を活用できるよう国の実証事業に参画し、研究指定校の守口小学校で公開授業を実施した。各校から学年・教科ごとの実践事例を収集、実証事業初年度の令和3年度に136事例、2年目の令和4年度に47事例を追加してセンターサーバに整備した。また、デジタル教科書の活用状況の分析を行い、校内での取組みについて校長会・教頭会及び「守口市カレッジBOX」にて教員に提案した。</p> <p>◇ 授業を行うすべての教員に対して指導者用タブレット端末を整備し、学習用タブレット端末や大型提示装置との連携やアプリケーションの効果的な活用が進んだ。</p> <p>◇ 学校教育情報化コーディネータ(ICT支援員)(※4)を2名増員し、5名体制で指導者用タブレット端末をはじめとするICT活用を支援した。</p> <p>◇ 全児童生徒対象のアンケート調査でiPadを使った授業での学習への興味・関心について、肯定的回答が昨年度と比べ2ポイント向上し91%と高い割合で推移。授業でのiPad活用場面を問う項目では肯定的回答の割合が、同じく、「意見を伝え合う」で3ポイント、「発表する」で4ポイント、「協力して問題を解決する」で5ポイント向上するなど、協働的な学びにおける活用が進んだ。</p>		
今後の方向性		
<ul style="list-style-type: none"> ◆ ICT機器のクラウド型活用で、授業で児童生徒が表現したり意見を交流したりする活動をより充実させるため、教職員研修、授業改善の情報発信、校内研修支援を行う。 ◆ 市内全校で学習用タブレット端末を活用した授業改善が推進されるよう、府のスクールエンパワメント事業、国のリーディングDXスクール事業の活用、事業実施校の公開授業や情報共有サイトの運営支援を行う。 ◆ 国の「学習者用デジタル教科書実証事業」に参画し、令和6年度からの本格実施に向け活用を推進する。 		
学識経験者の意見・助言		
<ul style="list-style-type: none"> ● ICT機器の活用が着実に進んでおり、児童生徒も肯定的に捉えていることは大いに評価できる。 ● デジタル教科書の活用やICT支援員の増員など行政のサポートが進んでいることも評価できる。 		

参考となる図表及び注釈

目標1.「学力向上にかかる組織的な取組みの推進」

学力向上にかかる目標値の達成状況(授業改善にかかる項目)(令和4年度)

【小学校等】

肯定的割合(%)

No	項目	市目標値	R4.2	R5.2	差
1	授業では、課題の解決に向けて自分で考え、自分から取り組んでいる	83.8	83.8	84.5	0.7
2	自分の考えがうまく伝わるよう、話の組立てなどを工夫して発表している	72.6	72.6	74.8	2.2
3	話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができている	76.1	76.1	79.5	3.4

【中学校等】

肯定的割合(%)

No	項目	市目標値	R4.2	R5.2	差
1	授業では、課題の解決に向けて自分で考え、自分から取り組んでいる	86.8	86.8	87.9	1.1
2	自分の考えがうまく伝わるよう、話の組立てなどを工夫して発表している	77.5	77.5	80.2	2.7
3	話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができている	84.1	84.1	86.8	2.7

全国学力・学習状況調査質問紙(令和4年度) ()内は全国

肯定的割合(%)

No	項目	小学校等	中学校等
1	国語の授業の内容はよく分かりますか。	57.7 (59.2)	74.8 (81.2)
2	算数・数学の授業の内容はよく分かりますか。	80.5 (81.2)	70.2 (76.2)
3	算数・数学の授業で学習したことを、普段の生活の中で活用できないか考えますか。	64.5 (69.3)	40.3 (47.3)



授業中に活用する資料を
学校図書館に探しにきている様子



普段の授業の様子

学力向上推進教員担当者会(全46回)(令和4年度)

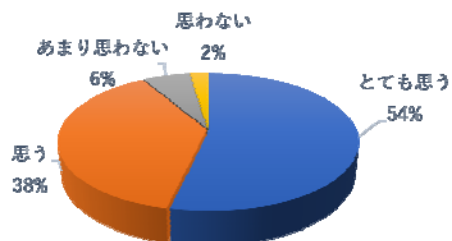
月	回数	主な内容等(実績)
4月	3回	読書習慣定着に向けた取組み共有、学力向上推進プラン
5月	4回	全国学調の分析、すくすくウォッチを活用した授業改善
6月	4回	中学校区での授業参観の取組み共有、各校の取組発表
7月	4回	夏期教職研究カレッジ参加
8・9月	5回	各校の取組発表、全国学調・すくすくウォッチ結果分析
10月	4回	学習用タブレット端末を活用した家庭学習課題、MEXCBT、L-Gate、学習eポータル等
11月	5回	令和4年度未来に向かう力(非認知能力)育成フォーラム参加、思考力・判断力・表現力を育む授業づくり
12月	6回	SE(確かな学び.)学校公開(庭窪中)、春日井市立学校視察報告
1月	5回	SE(確かな学び.)学校公開(寺方南小)、家庭学習の充実に向けて
2・3月	6回	SE学校公開の自校発信、学力向上に係る市目標値

目標2.「ICT機器を効果的に活用したすべての児童生徒が『わかる・できる』授業づくりの推進」

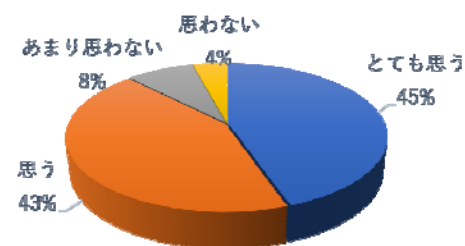
iPad活用についてのアンケート

令和5年2月 対象:小学1年生(前期課程1年生)～中学3年生(後期課程9年生)

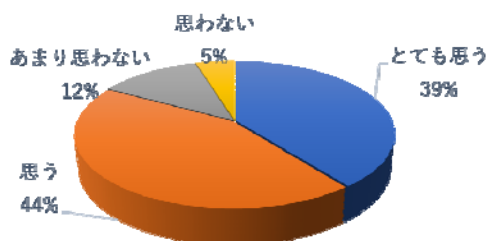
iPadを使った授業では、学習への興味・関心が高まったと思いますか。



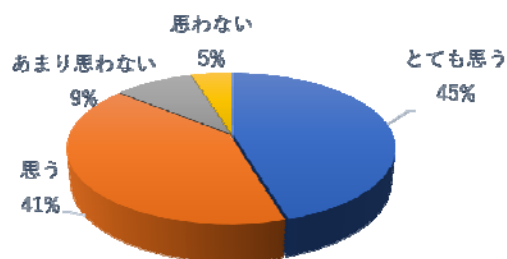
iPadを使った授業では、友だちの意見を知ったり、自分の考えを伝えたり確認したりすることがしやすかったと思いますか。



iPadを使った授業では、友だちと話し合ったり、協力して問題を解決したりすることができたと思いますか。



iPadを使った授業では、友だちに自分の考えや調べたことを発表したり、伝えたりしやすかったと思いますか。



※1 【非認知能力】

テスト等の数値だけで測ることができない力のこと。粘り強く課題に挑戦する力、気持ちをコントロールする力、人と協調して取り組む力などがある。

※2 【学校司書】

平成25年度から市費により各中学校区に原則1名配置。教職員と連携し、学校図書館の図書の管理や環境整備など、魅力的な学校図書館づくりをめざしている。

※3 【ICT機器】

電子黒板やパソコン等の情報通信機器のこと（ICTはInformation and Communication Technologyの略）。

※4 【学校教育情報化コーディネータ(ICT支援員)】

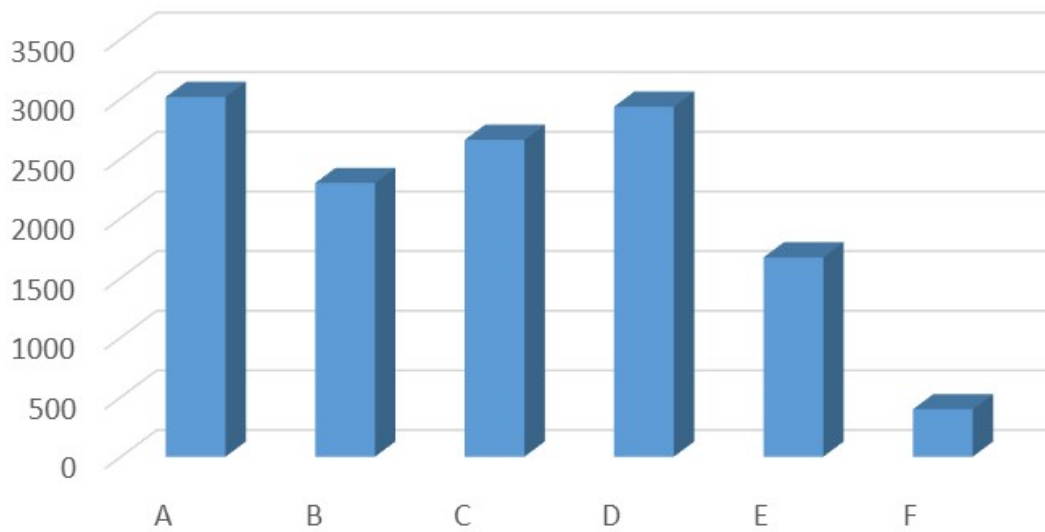
ICT機器を効果的に活用し、「わかる・できる」授業を実現するため、授業準備、機器操作補助等を行って、教員のICT機器活用を支援する人材。そのほかに、校務支援、デジタルコンテンツ作成や機器メンテナンス等を行う。

重点項目4		担当課
自学自習力の育成		教育センター
目標1	授業との連続性を意識した家庭学習の設定	
主な取組み(教育研究・研修事業)		評価
<ul style="list-style-type: none"> ● 研究指定校の取組みへの支援と市内全校への発信 ● 学習用タブレット端末を活用した学習課題等の好事例の発信 		○
評価の根拠		
<p>◇ 府のスマートスクール実現モデル校である八雲中学校における学習用タブレット端末を活用した授業改善と家庭学習の充実の取組みに対して、研究の進め方や実践事例の集約について助言を行った。特に、家庭で学習用タブレット端末を活用して動画等デジタル教材により予習したことをもとに授業で演習や話し合い活動を行う「反転学習」についての実践研究を周知するため、八雲中学校の学校公開に各校の学力向上推進教員や校内研究担当者等を研修として参加させた。</p> <p>◇ 授業での発表用資料を家庭学習として作成したり、復習として授業で配付された資料への書き込みをする等、学習用タブレット端末の活用によって児童生徒が身につけた情報活用能力を活かせる家庭学習課題の好事例を、研修会等で発信した。</p>		
今後の方向性		
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 国の令和5年度リーディングDXスクール事業の指定校である八雲中学校の取組みを支援し、研究主題に合った研修や実践事例の集約ができるよう指導助言を行う。反転学習を含めた学習用タブレット端末を活用した授業及び家庭学習の好事例を全校に周知する。周知にはクラウドサービスを活用し、校務用パソコンや指導者用タブレット端末から容易に情報を得られるようにするなど、教職員にとって分かりやすく活用しやすいものとなるよう工夫する。 ◆ 学習用タブレット端末を活用して児童生徒が授業で学んだことを家庭で振り返ったり、発展させられるような家庭学習について、研修や情報発信を行う。また、学習eポータルを活用を進め、現在導入しているデジタルドリルやCBTシステムを家庭学習等に利用することにより、学習履歴を授業改善に活かす。 		
学識経験者の意見・助言		
<ul style="list-style-type: none"> ・ タブレット端末を自宅でも活用し効果的な家庭学習につなげる取組みは、モデル校での実践にとどまらず、全校への拡がりを期待したい。 ・ 授業改善の取組みは十分評価に値する。 		

重点項目4		担当課
自学自習力の育成		学校教育課
目標2	児童生徒の家庭学習習慣及び読書習慣の確立	
主な取組み(教育指導事業)		評価
<ul style="list-style-type: none"> ● 定期的な児童生徒の家庭学習状況の把握・分析 ● 中学校区等での系統性を意識した家庭学習の設定 ● 定期的な放課後学習会の開催や土曜日学習会(※1)の実施による学習機会の確保 ● 読書カードや読書通帳(※2)等を活用した読書の推奨 ● 学校司書の配置による読書活動の取組み推進 		○
評価の根拠		
<p>◇ 学期ごとに児童生徒アンケートを実施し、家庭学習状況の把握・分析を行った。1日あたりの勉強時間については、小中ともに前年度より減少し、市の目標値を達成できず依然として課題があるが、学力向上推進教員会議でアンケート結果を共有し、各中学校区で分析を行い、家庭学習や読書習慣の定着等の自学自習力の育成に向けた取組みについて協議を深めた。その結果、各中学校区の実情に応じ、定期テスト期間に合わせた「家庭学習週間」の設定や朝読書の取組みが進められた。</p> <p>◇ 教員や地域ボランティアを活用した放課後学習会を、小学校等では週に1回、中学校等では毎日開催した。土曜日学習会は、参加児童生徒の6割以上が「参加して(家庭での)勉強時間が増えた・自信がついた」と回答し、学習意欲の向上が見られた。</p> <p>◇ 1日あたりの読書時間については、勉強時間同様、依然として課題ではあるが、中学校区に学校司書を配置し、図書ボランティアの協力により、小学校では長休時と昼休みに、中学校では昼休みに毎日開館(さつき学園や寺方南小では常時毎日開館)し、読書習慣の定着に取り組んだ。また、各校で読書週間を設定するとともに、学校図書館担当教員、学校司書、図書ボランティア、図書委員会が連携し、自校で作成した読書カードや市立図書館が発行している読書通帳を活用し、読んだ冊数やページ数を見える化する取組みを引き続き行った。加えて、読書に向かう意欲を高めるため、児童生徒や教職員だけでなく、保護者や地域からおすすめの本を紹介してもらったり、児童生徒が多くの本に触れることができるよう、各学級に加え、廊下やフリースペースに配架するなどの取組みがみられた。</p>		
今後の方向性		
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 教員アンケートの結果から、中学校等で自学自習力の育成に向けた3項目に関する肯定的割合が80%以下となっており、特に「家庭での読書の機会をつくる取組みを行っているか」については26.2%と低い状況であった。学力向上推進プランにある取組みを教職員一人一人が理解し、主体的に取り組んでいけるよう学力向上推進教員会議で改善策について協議を継続する。 ◆ 学校図書館の本を容易に貸出・予約・検索ができるようにするため、学校図書館の電算化システム導入をすすめる。 ◆ 土曜日学習会については、児童生徒の個人の経年変化などの効果検証を行い、実施教科・募集人員の拡充を図っていく。 ◆ 放課後学習会において、きめ細やかな学習支援を継続していくため、学校運営協議会を通じて保護者や地域の方々の協力を得られるよう働きかけを引き続き行う。 		
学識経験者の意見・助言		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 中学生の読書時間の少なさが課題と考える。読書習慣の定着に向けて、朝読書は読書に親しむのに有効な取組みであるので、各校に広がることを期待したい。 ・ 「家庭学習」の実態を把握することはよいが、同時に、守口市における子どもたちの通塾率についても調査すべきであろう。学習塾での学習と家庭学習の相関関係を分析してみてもどうか。 		

目標1.「授業との連続性を意識した家庭学習の設定」

家庭学習ではどのようにiPadを活用しましたか



- A 学校の宿題をする
- B 学校の授業の予習や復習をする
- C 興味や関心のあることを調べる
- D 学習の分からないことを検索する
- E プレゼンテーションや動画にまとめたり表現したりする
- F その他

目標2.「児童生徒の家庭学習習慣及び読書習慣の確立」

令和4年度 学力向上にかかる目標値の達成状況

【小学校等】

肯定的割合(%)

No	項目	市目標値	R4.2	R5.2	差
1	家で、授業の予習・復習をしている	69.3	69.3	68.9	-0.4
2	学校の授業以外での平日における1日当たりの勉強時間(30分以上)	86.6	78.5	76.5	-2.0
3	学校の授業以外での平日における1日当たりの読書時間(10分以上)	63.0	62.3	59.1	-3.2

【中学校等】

肯定的割合(%)

No	項目	市目標値	R4.2	R5.2	差
1	家で、授業の予習・復習をしている	54.8	54.8	56.7	1.9
2	学校の授業以外での平日における1日当たりの勉強時間(1時間以上)	66.4	63.6	61.3	-2.3
3	学校の授業以外での平日における1日当たりの読書時間(10分以上)	50.4	37.2	36.5	-0.7

No	項目	R5.2	
		小学校等	中学校等
1	課題の解決に向かって児童生徒が自分で考え、自分から取り組めるよう、授業の内容や展開等を工夫していますか	99.6	98.4
2	自分の考えがうまく伝わるよう、話の組立てなどを工夫して発表するための具体的な方法を指導していますか	94.0	89.6
3	児童生徒が考えを深めたり広げたりできるよう、授業の中で話し合い活動を設定していますか	94.0	88.5
4	授業の予習・復習の内容や進め方等について、指導していますか	80.2	77.6
5	内容や教科のバランス、発達段階に合った適切な量の家庭学習課題を提示していますか	91.4	70.5
6	家庭での読書の機会をつくる取組みを行っていますか	67.5	26.2



放課後学習の様子



土曜日学習会の様子

土曜日学習会(参加児童生徒の事業者による全国テスト結果)(令和4年度)

【小学校等】

※数値は偏差値

	国語			算数		
	6月	2月	差	6月	2月	差
小5	50.4	52.8	2.4	53.2	55.1	1.9
小6	49.5	55.0	5.5	53.4	54.6	1.2

【中学校等】

※数値は偏差値

	国語			数学		
	6月	2月	差	6月	2月	差
中1	45.8	49.3	3.5	47.0	51.2	4.2
中2	47.4	54.6	7.2	48.8	55.2	6.4
中3	49.4	51.4	2.0	47.8	50.9	3.1

参加児童生徒へのアンケート

肯定的割合(%)

項目	学年	R4
土曜日学習事業に参加して(家庭での)勉強時間が増えた	小5・6	67
	中1～3	63
土曜日学習事業に参加して自信がついた	小5・6	64
	中1～3	61

※1 【土曜日学習会】

児童生徒の学習習慣の定着と学力向上を図るため、市立小中学校等の塾等に通っていない児童生徒を対象とし、土曜日に実施する民間活力を活用した学習会(小学校等は令和元年度、中学校等は令和3年度から全校で実施)。

※2 【読書通帳】

市内の図書施設における読書記録をつけることができる通帳。図書館内に設置されている読書通帳機を通すことにより、借りた本のタイトルや著者名、貸出日が印字される。通常一冊あたり300円の費用がかかるが、市内在住・在学の中中学生以下は無料。小学校入学時には学校で配布を行っている。



重点項目5		担当課
支援教育の充実		学校教育課
目標1	個に応じた支援の充実	
主な取組み(支援教育推進事業)		評価
<ul style="list-style-type: none"> ● 個別の教育支援計画(※1)及び個別の指導計画(※2)の作成と活用 ● 学校看護師、スクールヘルパー(※3)、特別支援教育支援員(※4)の配置 ● デジタル教材等を活用した授業におけるきめ細かな配慮の実施 ● 文部科学省著作教科書(知的障害特別支援学校用教科書)等の採択 		○
評価の根拠		
<p>◇対象児童生徒の「自立活動(※5)」の内容について、学校看護師等から専門的な知見による助言を受け、個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成を各学校が行った。計画を保護者の同意を得て、市障がい福祉課等関係機関とのケース会議に活用した。</p> <p>◇学校看護師の確保ができなかったため、訪問看護ステーション(※6)に派遣を委託することで、必要な児童生徒4名が在籍する学校に看護師を配置した。</p> <p>◇学習用タブレット端末及び電子黒板等を活用し、デジタル教材の文章の読み上げ機能や文字のルビ表示、拡大機能などを活用した指導を進めた。</p> <p>◇文部科学省著作教科書等については、必要とする児童生徒9名の教科書等の採択を行った。</p>		
今後の方向性		
<ul style="list-style-type: none"> ◆各校における個に応じた自立活動の内容について、児童生徒の障がいの状態や特性及び心身の発達段階等に応じて適切に定めていくよう、今後も指導主事による学校訪問を行い、指導助言する。 ◆個に応じたきめ細かな配慮ができるよう、文部科学省著作教科書等の採択や、デジタル教材を有効活用した支援の在り方についての研修を引き続き実施する。 ◆児童生徒の個別の教育的ニーズに応じてその持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、児童生徒にとって適切な学びの場で指導及び支援が受けられるよう、支援学級や通級指導教室、教室における合理的配慮等それぞれの環境整備に努める。 ◆日常的に介助を必要とする児童生徒に対しては、支援学級担任や授業がない教職員が対応を行っており、体制がとれず十分に介助することが難しい現状があることから、主に学校生活上の介助を職務とする特別支援教育支援員を会計年度任用職員として配置する。 		
学識経験者の意見・助言		
<ul style="list-style-type: none"> ・学校看護師やスクールヘルパー、特別支援教育支援員の配置を計画的に進め、介助を必要とする児童生徒への支援体制の充実に努められたい。 ・対象児童生徒への「個に応じた指導」の必要性が十分に認識されている。今後とも「合理的配慮」の観点からの環境整備に期待したい。 		

重点項目5		担当課
支援教育の充実		学校教育課
目標2	支援教育の充実に向けた教職員の指導力向上	
主な取組み(支援教育推進事業)		評価
<ul style="list-style-type: none"> ● リーディングスタッフ(※7)による訪問相談の実施 ● 支援教育啓発冊子のデジタル版配付・活用 ● 支援教育コーディネーター(※8)や支援学級担任等を対象とした研修の開催 ● 「接続期カリキュラム(※9)」等を踏まえた学校と認定こども園等との連携の推進 ● 市立学校及び就学前施設の教職員や保護者等を対象とした支援教育夜間懇談会の実施 		○
評価の根拠		
<ul style="list-style-type: none"> ◇ リーディングスタッフによる学校への訪問相談を年間30回実施。各校からの依頼に基づき、子どもへのアセスメントや教職員の関わり方、指導内容について具体的なアドバイスを行った。 ◇ 各校では支援教育コーディネーターを中心に支援教育にかかる年間の研修を立案した。その研修や校内でのケース会議の際に支援教育啓発冊子を活用した。 ◇ 教職員のニーズを踏まえ、支援教育コーディネーター研修会及び支援学級担任者研修会において、守口支援学校リーディングスタッフを招へいし、子どもの見方や自立活動、合理的配慮の内容等をテーマとした研修会をオンラインや動画配信等も活用して開催した。支援学級担任者研修会はオンデマンド配信も含め計7回(前年度は支援教育コーディネーター研修会と兼ねて2回)実施した。 ◇ 認定こども園との交流は小学校6校、中学校1校で実施した。 ◇ 教職員の資質向上と、支援学級在籍児童生徒及び配慮を必要とする児童生徒の保護者や就学前施設の教職員との交流を図るため、継続して支援教育夜間懇談会を開催(2回)した。 		
今後の方向性		
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 児童生徒へのきめ細やかな支援に加えて、教職員の児童生徒との関わり方も含めて指導助言できるようリーディングスタッフによる訪問相談を継続的に実施する。 ◆ 障がい種別に応じた「自立活動」や「個別の教育支援計画」、「個別の指導計画」の作成及びその活用をテーマとした研修を継続して計画する。加えて、支援教育コーディネーターや支援学級担任は経験や年齢、各校における実情も異なることから、できる限り現場のニーズに沿った形で研修を計画する。 ◆ 聴覚、視覚等の障がいの種別に応じた指導方法や教材作成の工夫及び環境面の整備について支援学校の教職員から助言をいただき、教職員の指導力向上に努める。 ◆ コロナ禍で実施することが難しかった市立学校と就学前施設との交流が行われるよう、市こども施設課と連携を図っていく。 		
学識経験者の意見・助言		
<ul style="list-style-type: none"> ● 引き続き、リーディングスタッフ等の専門的知見を活用し、個別の状況に応じた支援教育の充実に期待したい。 ● 教職員を対象とした支援教育講演会、支援教育コーディネーター研修会、支援学級担任者研修会が複数回開催されていることから、守口市が支援教育に関わる教職員の力量を向上させていくことによりと取り組んでいるところが評価できる。 		

参考となる図表及び注釈

目標1.「個に応じた支援の充実」

支援学級について

年度	小学校及び義務教育学校(前期)			中学校及び義務教育学校(後期)		
	支援学級数	在籍数	割合	支援学級数	在籍数	割合
令和4年度	87	499人	8.63%	35	205人	7.21%
令和3年度	78	448人	7.76%	31	176人	6.17%
令和2年度	75	419人	7.14%	30	153人	5.33%

※割合は、全児童生徒数に対する支援学級在籍児童生徒数

支援教育にかかる支援員等

※令和5年3月末時点

名称	対象	人数
特別支援教育支援員	全校	42名
スクールヘルパー	必要とする児童生徒が在籍する学校	22名
学校看護師	医療的ケア児が在籍する学校	4名

市リーディングスタッフ訪問相談回数

校種	R4	R3
小学校等	23回	32回
中学校等	7回	8回

目標2.「支援教育の充実に向けた教職員の指導力向上」

令和4年度 支援教育研修等

(1)支援教育講演会

【対象:市立学校及び就学前施設の教職員】

回	日時	内容	講師
1	9月28日	子どもの力を高める自立活動 ～学びを支える体づくり～	関西国際大学 教授 中尾 繁樹 氏
2	10月4日	発達や愛着に課題のある子どもが 安心できる学級づくり	桃山学院教育大学 教授 松久 眞実 氏
3	10月26日	子どもの力を高める自立活動 ～学びを支える体づくり～	関西国際大学 教授 中尾 繁樹 氏

(2)支援教育コーディネーター研修会

【対象:支援教育コーディネーター】

回	日時	内容	講師
1	10月6日	発達障がいの理解と支援 ～困っている背景を知る～	大阪府発達障がい者 支援センター アクト大阪 佐藤 沙織 氏
2	2月2日	ペアレント・メンター講演会	大阪府発達障がい者 支援センター アクト大阪 岡 あゆみ 氏 佐藤 沙織 氏

(3)支援学級担任者研修会

【対象:支援学級担任】

回	日時	場所	内容	講師
1	8月5日～ 9月16日	オンデマンド 配信 (stream)	やってみよう自立活動 ～概論編～	大阪府立守口支援学校 地域支援コーディネーター 竹尾 聡 教諭
2	10月28日～ 11月18日	オンデマンド 配信 (stream)	やってみよう自立活動 ～実践編～	大阪府立守口支援学校 地域支援コーディネーター 竹尾 聡 教諭
3	11月8日	守口市役所 研修室 602	感覚統合の視点から 子どもを支援する	大阪府立守口支援学校 地域支援コーディネーター 竹尾 聡 教諭
4	11月28日～ 12月16日	オンデマンド 配信 (stream)	基礎的環境整備と合理的配慮	大阪府立守口支援学校 地域支援コーディネーター 岡 佑里 教諭
5	1月12日～ 1月26日	オンデマンド 配信 (stream)	やってみよう自立活動(実践編②)	大阪府立守口支援学校 地域支援コーディネーター 竹尾 聡 教諭
6	2月7日～ 2月21日	オンデマンド 配信 (stream)	守口支援学校、枚方なぎさ高等学校知的 障がい自立支援コース、むらの高等支援 学校の入学卒業後の進路について	大阪府立枚方なぎさ高等学校 吉川 千鶴 教諭 大阪府立守口支援学校 村上 大知 教諭 大阪府立むらの高等支援学校 鳥井 睦子 教諭
7	2月17日～ 3月3日	オンデマンド 配信 (stream)	障がい種別に応じた授業づくり	大阪府立守口支援学校 中江 晴美 教諭

(4)支援教育夜間懇談会

【対象:市立学校・園所の教職員、支援学級在籍児童生徒及び特別な配慮を要する幼児の保護者】

回	日時	内容	講師
1	6月30日	気になる子どもの理解と支援	梅花女子大学 教授 伊丹 昌一 氏
2	12月5日	こどもにあった接し方を学ぼう —子育てペアレントトレーニング—	兵庫県立大学看護学部 教授 古川 恵美 氏

障がい者理解教育（車いす体験）の様子



障がい者施設との交流（花の苗植え）の様子



※1【個別の教育支援計画】

長期的な観点から、計画的、組織的な支援を行っていくために、本人や保護者の希望も踏まえ、学校、家庭、医療や福祉等の関係機関が情報を共有し、支援の目標や内容を明確にしながら策定する計画。

※2【個別の指導計画】

各教科や自立活動の指導において、一人ひとりの児童生徒の障がいの状態等に応じた、具体的な指導内容や指導方法を工夫した計画。

※3【スクールヘルパー】

単独での行動が困難な児童生徒を対象として、学校行事等において付添いを行う。(H11～市費による派遣)

※4【特別支援教育支援員】

教育上特別の支援を必要とする児童生徒を対象とし、学校生活上の介助や学習支援を行う。(H20～市費による配置)

※5【自立活動】

障がいのある児童生徒が自立をめざし、障がいにおける困難を主体的に改善・克服するために行う、心身の調和的発達の基盤を培う活動。児童生徒一人ひとりの障がいの種類や程度等に応じて、具体的な指導内容等を決定する。

※6【訪問看護ステーション】

利用者の主治医の所属機関を問わず、訪問看護指示書の交付によって訪問看護サービスを提供する地域に開かれた独立した事業所のこと。

※7【リーディングスタッフ】

教員のうち、研修会の講師を務めるなど、市の中核となって支援教育の指導的な役割を担う。

※8【支援教育コーディネーター】

教員のうち、校内委員会を運営し、保護者との相談や学校外の関係諸機関や専門家等との連携・調整等を行う。

※9【接続期カリキュラム】

本市の幼児教育、また小学校教育の現状と課題を踏まえ、認定こども園等と小学校において、それぞれが児童生徒の健やかな成長を保障する上で大切にすべき視点や内容、取組みについて示したもの。平成31年3月に市が策定。

II 教育委員会の点検・評価の結果について

<p>学校教育 基本方針 3</p>	<p>心を育てる ～人権を尊重し、豊かな人間性と社会性の育成～</p>
<p>方針目標</p>	
<p>子ども達の自己肯定感を高め、自他の生命と人権を尊重し、思いやりの心や自覚をもって、社会に貢献しようとする精神の育成をめざします。そのために、人権教育及び道徳教育の充実に資することを目的に、体験授業やボランティア活動、郷土学習の取組みを進めるとともに、発達段階に応じたキャリア教育等の取組みを系統的に行い、夢や志を持って具体的に将来を展望し、そのために必要な能力やスキルを子ども達自身が考える機会を設定します。</p> <p>また、不登校児童の社会的自立に向け、スクールカウンセラーや学生フレンド、教育専門相談員等を活用するとともに、フリースクール等を始めとした民間教育施設との連携を図ります。</p>	
<p>重点項目</p>	<p>目 標</p>
<p>6. 人権教育の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○人権尊重の教育の推進 ○在日外国人児童生徒等への支援
<p>7. 道徳教育の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○「考え、議論する道徳」の実現に向けた授業改善及び家庭・地域との連携
<p>8. 生徒指導、キャリア教育の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ・不登校をはじめとする様々な課題解決に向けた生徒指導体制の充実 ○中学校区等における発達段階に応じたキャリア教育の推進

重点項目6		担当課
人権教育の充実		学校教育課
目標1	人権尊重の教育の推進	
主な取組み(教育指導事業)		評価
<ul style="list-style-type: none"> ● 人権教育の系統的な指導計画に基づいた指導 ● 今日的な人権課題をはじめとした人権教育にかかる校内外研修の実施 ● 「仲間づくり」や「学級集団づくり」にかかる取組みの推進 ● 人権侵害事象への学校・教育委員会が連携した対応 ● 「外国人児童生徒等の教育に関する方針」(※1)の策定 		○
評価の根拠		
<ul style="list-style-type: none"> ◇ 各校において人権教育の系統的な指導計画を策定し、各教科・領域において、実情に応じた人権教育に取り組んだ。 ◇ 各学校及び中学校区において、それぞれの実情に合わせた人権教育研修をのべ145回(1校平均約7回)実施。市人権教育研究協議会及び市外国人教育研究協議会と連携し、ジェンダー平等や障がい者の人権、同和問題や外国人問題などをテーマとした教職員研修を5回実施した。 ◇ 各教科で話し合い活動を取り入れたり、日頃の班活動の取組みを校外学習や宿泊学習でのグループ活動や学級・学年活動につなげるなどの集団づくりの取組みを行った結果、児童生徒対象の意識調査において「いろいろなよいところがある」「クラスの人役に立っている」の項目について、小中学校ともに令和3年度よりも改善した。 ◇ 人権侵害事象については、民族問題に関わる発言3件が生じたが、学校が児童生徒の心のケアを最優先に速やかに保護者と連携して対応を行った。また、人権教育を担当する校務分掌組織が中心となり、加害児童生徒への指導だけでなく、学級、学年集団への指導に速やかにつなげるよう、学校に対し、指導助言を行った。 ◇ 外国人児童生徒数の増加及び国籍の多様化を踏まえ、令和4年7月に「外国児童生徒等の教育に関する方針」を策定し、校長会や人権教育担当教員会議で本市の外国人児童生徒等への教育の方向性を明確に示した。 		
今後の方向性		
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 普段の授業等や学校生活の中で児童生徒の自己肯定感・自己有用感を高める取組み等について、引き続き学校に対して指導助言を行い、取組みの充実が図られるよう支援する。 ◆ 以前と比べ、現在の人権課題は多様化していること、また、経験年数の少ない教員も増えていることから、教職員の経験年数に応じた市教委主催の研修を実施する。 ◆ 人権意識の醸成と指導方法の充実が図られるよう「障害者差別解消法(※2)」「ヘイトスピーチ解消法(※3)」「部落差別解消法(※4)」等を踏まえ、事象の未然防止と早期発見、早期対応に向けた校内研修を実施する。また、学校だより等で相談窓口の周知を行う。加えて、人権侵害事象が生じた際には速やかに学校が対応できるよう指導助言する。 		
学識経験者の意見・助言		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 人権課題の多様化、経験年数の少ない教員の増加という課題認識は重要であり、それらを意識した人権研修の充実に期待する。 ・ SNSを使った人権侵害事象も生起しており、情報リテラシーと併せて児童生徒に指導願いたい。 ・ 令和4年度の人権教育研修講座で、大阪を代表する人権教育の研究者である大阪教育大学名誉教授の森実氏と、大阪大学特任教授の榎井縁氏を講師として招聘したことを高く評価したい。 ・ 日本語指導にかかる特別の教育課程において、個に応じた指導や手作りの教材を使っていることは評価に値する。 		

重点項目6		担当課
人権教育の充実		学校教育課
目標2	在日外国人児童生徒等への支援	
主な取組み(教育指導事業)		評価
<ul style="list-style-type: none"> ● 共生社会の実現をめざした実践を推進するため「在日外国人教育に関する指導の方針」の策定 ● 日本語指導が必要な児童生徒に対する日本語指導の推進 ● 在日外国人児童生徒交流会(※5)の開催 ● 在日外国人児童生徒交流会への講師及び新渡日児童生徒への通訳の派遣 ● 通訳の派遣が柔軟に行えるよう、守口市帰国・渡日児童生徒自立援助通訳派遣実施要綱の改正 		○
評価の根拠		
<p>◇日本語指導を必要とする児童生徒のため、日本語指導教員が学校を巡回し、日本語指導にかかる「特別の教育課程」(※6)により、指導を行った。新渡日児童生徒が円滑な学校生活を送れるよう12名に対して通訳を派遣し、支援を行った。</p> <p>◇新渡日児童生徒の使用言語が多様化しているため、通訳の人材確保に努めるとともに、日本語指導教員が巡回指導する際に翻訳アプリを活用した支援を行った。</p> <p>◇在日外国人児童生徒交流会の開催や交流会への講師の派遣により、児童生徒のアイデンティティ(※7)の育成と、学校全体で課題を受け止め、理解できる教育を進めていくことができるよう支援した。</p>		
今後の方向性		
<p>◆新たな新渡日児童生徒の増加(R3:0人、R4:11人)に伴い、通訳言語も増加(R3:3か国語、R4:5か国語)し、それらに伴い、派遣時間も増加(R3:541時間 R4:1033時間)している。対象児童生徒が今後も円滑に学校生活を送れるよう、自立援助通訳の時間確保及び通訳者の確保に努める。</p>		
学識経験者の意見・助言		
<ul style="list-style-type: none"> ● 新渡日児童生徒の急増は喫緊の課題。学校だけの対応にも限界があるので、行政からの手厚い支援をお願いしたい。 		

参考となる図表及び注釈

目標1.「人権尊重の教育の推進」

児童生徒対象の意識調査の肯定的回答の割合(%)

項目①「わたしには、いろいろなよいところがあります」

【小学校等】

年度	割合
令和4年度	73.3%
令和3年度	72.8%

【中学校等】

年度	割合
令和4年度	70.5%
令和3年度	64.6%

項目②「わたしはクラスの人の役に立っていると感じている」

【小学校等】

年度	割合
令和4年度	59.9%
令和3年度	57.5%

【中学校等】

年度	割合
令和4年度	55.9%
令和3年度	49.9%

令和4年度人権教育研修講座(市教委主催開催)

回、実施日	研修名・内容	講師
第1回 7/21	夏期二日研 現地学習会	特定非営利活動法人ほっとねっと 理事長 伊藤 満 氏
第2回 7/25	夏期二日研 「部落問題の今」	大阪教育大学 名誉教授 森 実 氏
第3回 8/25	市外教夏期研修会 「多文化共生教育になぜ取り組むのか」	大阪大学 人間科学研究科附属未来創造センター 特任教授 榎井 縁 氏
第4回 10/19	けっこう面白い授業をつくる	「知的障害者を普通高校へ」北河内連絡会 事務局長 松森 俊尚 氏
第5回 11/25	LGBTQ+ この5年間で変わったことと変わらないこと ～同性パートナーとの生活、学校現場での体験や事例を通して～	井上 鈴佳 氏



※1【外国人児童生徒等の教育に関する方針】

平成5年3月に策定した「在日外国人教育に関する指導の方針」を踏まえ、状況の変化と現状に対応した教育方針を確立し、共生社会の実現を目指した、実践を推進するために令和4年7月に策定。

※2【障害者差別解消法(正式名称:障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律)】

平成28年4月1日施行。「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的」とし、障がい者を理由とした不当な差別的取扱いの禁止、障がい者に対する合理的配慮を行う義務が定められている。

※3【ヘイトスピーチ解消法(正式名称:本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律)】

平成28年6月3日施行。本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組みについて、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的とするもの。

※4【部落差別解消法(正式名称:部落差別の解消の推進に関する法律)】

平成28年12月16日施行。部落差別は許されないものであるとの認識のもとに、部落差別の解消の必要性について国民の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを目指したもの。また、解消のための施策として、国及び地方公共団体は、相談体制の充実や教育啓発の推進に努めることを規定している。

※5【在日外国人児童生徒交流会】

放課後等に、児童生徒がルーツのある外国の言語や文化等の学習を行う課外活動。

※6【日本語指導にかかる「特別の教育課程」】

日本語指導が必要な児童生徒の日本語能力の向上や在籍学級における各教科等の学習活動に日本語で参加する能力を養成するため、一人ひとりの実態を踏まえた上で、指導の目的・内容、形態及び場所、指導計画等、個々に応じたきめ細かな教育を行う弾力的なカリキュラム。

※7【アイデンティティ】

尊厳や誇り。これを欠いては自分ではないと思う属性や特性のこと。例えば、自分がどんなルーツを持っており、どんな集団に属しているかということに関わり、その属性が自分にとって重要だということの意味する。

重点項目7		担当課
道徳教育の充実		学校教育課
目標1	「考え、議論する道徳」の実現に向けた授業改善及び家庭・地域との連携	
主な取組み(教育指導事業)		評価
<ul style="list-style-type: none"> ● 学校が策定した全体計画・年間指導計画に基づく取組みの推進 ● 指導方法の改善及び評価についての研修の実施 ● 地域人材の活用による社会体験や郷土の文化伝統に親しむ活動の充実 ● 郷土への愛着と誇りを深め、ふるさと意識を育むため、デジタル教材「郷土学習もりぐち学」の作成 		○
評価の根拠		
<ul style="list-style-type: none"> ◇ 児童生徒一人ひとりが道徳的な課題を自分自身の問題と捉え、向き合い、他者の考えを共有する「考え、議論する道徳」の実現に向け、道徳教育の全体計画・年間指導計画の検証・改善や、実情に応じた校内研修の実施など、各校の取組みが進むよう指導した。 ◇ 道徳教育推進教師を対象とし「子どもが語りたくなる授業づくり」「対話を要とした道徳教育」「道徳科の授業における主体的・対話的な学びの実現」をテーマとし、模擬授業も取り入れた実践的な連続講座(3回)を実施した。 ◇ 授業改善の推進及び児童生徒の成長に繋がる評価の研究を目的として、各校で授業実践と評価にかかる研修を実施した。 ◇ 小学校等では地域の方をゲストティーチャーとして招聘し、独楽回しや百人一首等の昔遊びを体験したり、学校の敷地内に田んぼ作り、田植えなどに取り組んだ。さつき学園では、学校運営協議会が中心となり、商店街との連携による「ふるさと学」に取り組むなど地域と連携した新たな取組がみられた。 ◇ デジタル教材「郷土学習もりぐち学」の作成に向け、市教育研究会や市長部局と連携し、デジタルコンテンツの収集に努め、令和5年度より活用できるようになった。 		
今後の方向性		
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 令和5年度も引き続き、道徳科を要とした道徳教育の充実に向けて、授業づくりと評価等について理解を深めるため、道徳教育推進教師等を対象とした研修を年3回実施する。 ◆ 複数の中学校区で学校運営協議会での協議により、地域人材による社会体験や郷土の文化伝統に親しむ活動が実現・充実している。これらの取組みを全中学校区で共有できるよう学校運営協議会委員を対象とした研修会を実施する。 ◆ デジタル教材「郷土学習もりぐち学」について、コンテンツの充実に努める。 		
学識経験者の意見・助言		
<ul style="list-style-type: none"> ・ デジタル版の郷土学習教材を作成されたことを評価する。今後、郷土への愛着と誇りを持たせるため、学校現場での活用に期待する。 ・ 「ふるさと学」や「郷土学習もりぐち学」といった地域の良さを学ぶことに終始することなく、「世界的に考え地域で活動する」という幅広い観点から、地域の問題点とその解決に向けてどうしたらよいのかについて考えることのできる複眼的な視点をもった子どもの育成に期待をしたい。 		

参考となる図表及び注釈

目標1. 『『考え、議論する道徳』の実現に向けた授業改善及び家庭・地域との連携』

研修内容

日程	内 容	
5月31日	講演	【テーマ】 「生徒が語り合いたくなる道徳科の授業づくり」 講師:四天王寺大学 教授 杉中 康平 氏
10月21日	模擬授業 及び講演	【模擬授業】 「3年目の『ごめんね』」 授業者:守口市立梶中学校 福原 鈴菜 教諭 【テーマ】 「対話を要とした道徳教育の充実に向けて」 講師:四天王寺大学 教授 杉中 康平 氏
1月27日	講演	【テーマ】 『『考え、議論する』道徳科の授業を創る ～「主体的・対話的で深い学び」の実現をめざして～』 講師:四天王寺大学 教授 杉中 康平 氏



地域の方とともに行う
校区清掃活動の様子



郷土の文化伝統に親しむ
活動の様子(校区巡り)

重点項目8		担当課
生徒指導、キャリア教育の充実		学校教育課 教育センター
目標1	いじめ・不登校をはじめとする様々な課題解決に向けた生徒指導体制の充実	
主な取組み(教育指導事業)		評価
<ul style="list-style-type: none"> ● 学校いじめ防止基本方針やいじめ対応マニュアル等に沿った適切な対応 ● 生徒指導対応や児童生徒理解を高めるための教職員研修の開催 ● スクールカウンセラー(※1)、スクールソーシャルワーカー(※2)等を活用したケース会議の開催 ● アウトリーチ型支援(※3)や適応指導教室(ふれあい教室)(※4)の開設等の支援体制の充実 ● いじめホットライン等の相談窓口の定期的な周知 		○
評価の根拠		
<ul style="list-style-type: none"> ◇ 学校いじめ防止基本方針について、実効性のあるものに改訂するよう指導するとともに、事案報告の際には同方針やいじめ対応マニュアル等をもとに指導助言を行った。 ◇ 関係機関と連携した教職員研修を年6回実施。各校においても、自己肯定感(※5)・自己有用感(※6)に関する意識調査結果等を活用し、児童生徒の実情に合わせた生徒指導研修を実施した。 ◇ スクールソーシャルワーカーを各小学校等に年間20回、スクールカウンセラーを各中学校等(小学校は3校)に年間34回を基本として配置。カウンセリング等以外にも、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーが参画するケース会議を合計422回開催し、専門的な助言を得て、児童生徒が抱える課題への対応を組織的に進めた。 ◇ 相談窓口については、全児童生徒に対し、年3回ちらしを配布して周知した。相談内容については、学校や友達関係のみでなく、家庭生活での悩み事など幅広く受け付けることを説明した。 ◇ アウトリーチ型支援や適応指導教室等の不登校対策支援のほか、様々な理由によりやむを得ず登校できない児童生徒には、オンラインによる不登校支援を実施し、個々の状況に応じた支援を行った。 ◇ 不登校の児童生徒23名にのべ299回学生フレンドを派遣し、家庭訪問や登校支援等を行った結果11人に登校日数の増加などの改善がみられた。児童生徒にとって親しみやすく、家族や教職員とは異なる立場での関りができるという良さを活かして、コミュニケーションや学習への不安を軽減することができた。 		
今後の方向性		
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 府事業を活用し、小学校2校、中学校1校において不登校児童生徒の抑制に向けた校内適応指導教室機能の充実について研究を行う。 ◆ いじめの未然防止や新規不登校児童生徒の減少を図るため、児童生徒理解を高める教職員研修を引き続き開催。自己肯定感・自己有用感に関する意識調査を活用して普段の授業や学校生活の中で児童生徒の意識を高めることができるよう、校長会や生徒指導担当者会議で各校の好事例を発信する。 ◆ いじめ等の事案対応や不登校児童生徒への支援について、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家と速やかに連携・対応できるよう配置拡充に努める。 ◆ アウトリーチ型支援を継続し、配置拠点校の組織的な不登校対応を強化し、その実践を研修会で各校の担当者に周知した。また、適応指導教室については、ケース会議の実施等により学校との連携を密にし、個に応じた支援ができるよう適切に運営していく。 ◆ 学生フレンドの派遣回数を拡充し、校内適応指導室での支援をより充実させ、不登校の児童生徒の状況改善に努める。 		
学識経験者の意見・助言		
<ul style="list-style-type: none"> ● コロナ禍の影響で全国的にも不登校の児童生徒数が増加傾向にある。その中で学生フレンドの取組みが一定の成果を上げているので、派遣回数の拡充や適応指導教室での支援の充実に期待したい。 ● 守口市の小学校等において、暴力件数といじめ認知件数が増加していることは由々しき問題である。1人1台のタブレット端末を使って、子どもの気持ちを可視化できるようにしていくことに期待したい。 		

重点項目8		担当課
生徒指導、キャリア教育の充実		学校教育課
目標2	中学校区等における発達段階に応じたキャリア教育の推進	
主な取組み(教育指導事業)		評価
<ul style="list-style-type: none"> ● 中学校区のキャリア教育全体計画に基づいた系統的なキャリア教育の実施 ● キャリア・パスポート(※7)の効果的な活用の推進 ● キャリア教育の一環としての進路指導の充実 		○
評価の根拠		
<p>◇ 中学校区のキャリア教育全体計画に基づき、地域の実情に応じた取組みが行われた。(職業調べやオンラインを活用した職場講話、また学校運営協議会での協議による取組みとしてさつき学園の「ふるさと学」、錦中学校区で教育フォーラムにおいて卒業生によるキャリア教育講演会)</p> <p>◇ 児童生徒の主体的なキャリア発達を促すキャリア・パスポートの効果的な活用がより進むよう活用事例を収集、好事例を校長会等で周知し、各校における活用の検証及び改善を図るよう指導助言を行った。</p> <p>◇ 守口市進路指導委員会に市教育委員会が参加し、各校の状況等を共有した。また、社会的・職業的自立をめざすキャリア教育の観点から、適切な進路指導と進路にかかる手続き等が円滑に進められるよう助言を行った。</p>		
今後の方向性		
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 児童生徒の主体的な学びにつながるキャリア教育の取組みについて研究を進め、各中学校区のキャリア教育全体計画の一層の充実を図る。 ◆ キャリア・パスポートの活用について、非認知能力の育成の視点で学力向上推進教員会議で協議し、中学校区のキャリア教育全体計画と関連付けた効果的な活用を図る。 ◆ 守口市進路指導委員会に引き続き、市教育委員会が参加し、助言を行う。また、進路にかかる手続き等が円滑に進められるよう、各中学校等が策定する進路にかかる手続きの年間計画を基に指導助言を行う。 		
学識経験者の意見・助言		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 「今の自分が好き」という質問への肯定的回答が低い現状を踏まえ、キャリア・パスポートの活用を通じて、自己の成長を自覚できるような取組みの、より一層の推進をお願いする。 		

参考となる図表及び注釈

目標1. 「いじめ・不登校をはじめとする様々な課題解決に向けた生徒指導体制の充実」

意識調査(令和4年7月 → 令和5年2月)

肯定的割合(%)

項目	小学校等6年生	中学校等3年
学校が来るのが楽しい	82.8 → 82.8	81.4 → 85.6
みんなで何かをするのは楽しい	89.0 → 87.6	88.4 → 92.2
今の自分が好き	65.4 → 65.3	60.3 → 64.9

暴力件数

年度	小学校等	中学校等
令和4年度	287件	77件
令和3年度	196件	38件
令和2年度	114件	41件

不登校児童生徒数

年度	小学校等	中学校等
令和4年度	135名	190名
令和3年度	117名	173名
令和2年度	61名	141名

いじめ認知件数

※【 】は次年度7月末時点での解消件数

年度	小学校等	中学校等
令和4年度	510件【506件】	89件【87件】
令和3年度	276件【276件】	63件【63件】
令和2年度	218件【218件】	91件【90件】

令和4年度教育委員会主催研修会

日時	内容	講師
7月25日	学校とSSWの連携について	大阪府教育委員会 SSWSV 黒田 尚美 氏
7月26日 7月27日	Lions Questプログラム ワークショップ	Lions Quest認定講師 寺西 勉 氏
10月6日	学校とSSWとの連携について	大阪府教育委員会 SSWSV 黒田 尚美 氏
11月5日	思春期の子どものごころと大人の役割	大阪府中央子ども家庭センター こころケア診療長 加藤良美 氏
1月27日	児童虐待対応と連携について	大阪府中央子ども家庭センター 相談対応第二課長 池田 かおり 氏
2月22日	SOSの出し方に関する教育	臨床心理士 小松 光友 氏

市生徒会交流会の様子



守口警察による非行防止教室の様子



スクールカウンセラー相談件数

(単位:件)

年度	配置	内訳			合計
		小学生	中学生	その他	
令和4年度	小学校(2校)	846	0	17	3917
	中学校(7校)	628	1420	260	
	義務教育学校(1校)	685	44	17	
令和3年度	小学校(2校)	374	0	0	3105
	中学校(7校)	852	1472	261	
	義務教育学校(1校)	69	69	8	
令和2年度	中学校(7校)	918	1234	196	2395
	義務教育学校(1校)	34	9	4	

※中学校配置のスクールカウンセラーは校区の小学校を含めて支援します。

※令和3年度より小学校2校に配置しています。

教育専門相談員相談件数

単位:件

年度	件数
令和4年度	898
令和3年度	946
令和2年度	837

適応指導教室利用者数

単位:人

	入室児童生徒数
令和4年度	5
令和3年度	19
令和2年度	11

※1 【スクールカウンセラー】

児童生徒の心のケアや保護者等の悩みの相談、教職員への助言・援助等を行う心理士等。(全中学校区及び小学校2校(守口小・金田小)に1名ずつ週1回派遣)

※2 【スクールソーシャルワーカー】

社会福祉に関して専門的な知識・経験を有し、社会福祉士の資格を有する者及びそれに準ずる人材。不登校や課題を抱える児童生徒に関する状況把握をし、ケース会議等において見立てをもとに、学校・保護者・関係諸機関との円滑な連携のため調整・連絡を行う。(小学校等毎月2回の派遣)

※3 【アウトリーチ型支援】

福祉などの分野における地域社会への奉仕活動、公共機関の現場出張サービス等の意味で使用される。ここでは、教育専門相談員が児童宅へ出向いて、心理的なケアとともに、必要とされる支援に取り組むこと。

※4 【適応指導教室(ふれあい教室)】

心理的または情緒的な原因で登校できない児童生徒が、指導員の支援を受けながら、ともに集団生活を送ることで、社会的自立をめざすところ。

※5 【自己肯定感】

自分のあり方を積極的に評価できる感情。自らの価値や存在意義を肯定できる感情。

※6 【自己有用感】

自分の属する集団の中で自分がどれだけ大切な存在であるかということをも自分自身で認識すること。

※7 【キャリア・パスポート】

児童生徒が、小学校から高等学校までのキャリア教育に関わる諸活動について、特別活動を中心として、各教科等と往還し、自らの学習状況やキャリア形成をふりかえったり、先を見通したりしながら、自身の変容や成長を自己評価できるよう工夫されたポートフォリオ的な教材。

II 教育委員会の点検・評価の結果について

<p>学校教育 基本方針 4</p>	<p>学校力を高める ～明確なビジョンを共有した学校経営と教職員の資質向上～</p>
<p>方針目標</p>	
<p>複雑化・多様化する教育課題の解決に向けて、校長がリーダーシップを発揮して学校の組織や業務の改善に取り組み、ICTを活用した業務のさらなる効率化と最適化を目指し、学校組織におけるすべての構成員が適切に役割を果たすことができる体制をつくることで、教員の専門性を高め、資質の向上を目指します。</p> <p>また、学校運営協議会による評価を各取組みの改善に活かし、保護者や地域のニーズを反映した学校経営を目指し、学校・家庭・地域のより強固な信頼関係の構築に取り組むことで、学校力を高めます。</p>	
<p>重点項目</p>	<p>目 標</p>
<p>9. 学校経営の改善</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校運営体制の強化 ○ 学校ホームページや学校・家庭間デジタル連絡ツールを活用した積極的な情報発信 ○ 大学・企業・市民団体・NPO等の多様な人材の活用 ○ 地域とともにある学校づくりの展開 ○ 働き方改革の推進
<p>10. 教職員の資質向上・研修の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 課題に応じた研修の実施と授業力の一層の向上 ○ 社会の変化に対応できる教職員の育成
<p>11. 教育環境の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 既存校における教育諸条件の向上 ○ 学校規模等適正化基本方針の改訂・教育環境向上への取組み

重点項目9		担当課
学校経営の改善		学校教育課
目標1	学校運営体制の強化	
主な取組み(教職員研修事業)		評価
<ul style="list-style-type: none"> ● 校長のリーダーシップを高めるための研修等の開催 ● 首席(※1)の配置及び活用の促進 ● 事務職員の校務運営への更なる参画に向けた体制強化 		○
評価の根拠		
<p>◇ 校長会と連携し、「学校安全と危機管理」についての研修を実施した。毎月の校長会等においては、教職員の不祥事防止に向けた事例研修を実施するなど、サービス監督者としての意識の向上を図った。また、評価・育成システムの目標設定時において、学校運営に関する具体的な数値目標を設定するとともに、その実現に向けた取組みを明記し、学校経営等の改善を図るよう各校長に対して指導した。</p> <p>◇ 首席の全校配置に向け、校長との面談等において候補者の把握を行うとともに、ミドルリーダーの育成等について指導助言した。また、首席活用の好事例について校長会等で紹介するなどし、効果的な活用方法について周知した。新たに8名(8校)の受検者を確保した。</p> <p>◇ 令和4年度に設置した共同学校事務室(※2)と積極的に連携を進めつつ、毎月の事務連絡会にも参画することなどにより、OJTの充実に努めるとともに、組織体制の更なる充実に図った。</p>		
今後の方向性		
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 校長会との連携を深め、全市的に取り組むべき内容の共有を図りつつ、教育課題に正対した研修を実施する。毎月の校長会等においては、不祥事防止に係る内容にとどまることなく、現状の課題に対する研修を積極的に提案する。また、校長が府の評価・育成システム等を活用し、学校経営の更なる改善を図るよう指示する。 ◆ 首席の未配置校が残り2校となる中で、全校配置に向けて取り組む。学校運営体制の更なる強化に向け、首席の活用の好事例等を全校に普及するため、校長会等において情報提供していく。 ◆ 室長を中心とした組織体制の確立に向け、副室長・室員とブロック長の分担や、全事務職員の分掌化、経験年数の浅い事務職員に対するOJTの充実など、組織体制の充実に努める。 		
学識経験者の意見・助言		
<ul style="list-style-type: none"> ● 共同学校事務室を活用し、事務の効率化、学校運営への参画、経験の浅い事務職員の育成に資することを期待する。 ● 首席の全校配置を期待したい。 		

重点項目9		担当課
学校経営の改善		教育総務課
目標2	学校ホームページや学校・家庭間デジタル連絡ツールを活用した積極的な情報発信	
主な取組み(一般事務事業)		評価
<ul style="list-style-type: none"> ● 全校への学校・家庭間デジタル連絡ツール使用環境の提供 ● フルカラー複合機の導入による校務の効率化 ● 教育委員会の情報発信 		○
評価の根拠		
<p>◇学校家庭間デジタル連絡ツールの導入により、紙や印刷にかかるコストを気にせず、手軽に情報発信を行うことができるようになった。令和4年度末時点で、稼働している学校での保護者の登録率は93%に上った。学校によっては、毎日写真付きのミニ新聞を発信するなど、積極的に情報を発信することができた。</p> <p>◇教育委員会の新たな情報発信コンテンツとしてX(旧Twitter)アカウントを作成し、令和5年度から本格的な運用を開始するための情報発信計画を作成した。</p>		
今後の方向性		
<ul style="list-style-type: none"> ◆デジタル連絡ツールの導入により、従来よりも迅速かつ柔軟に情報発信ができる環境構築ができたが、学校だより等のおたよりや、行事予定の登録など、出欠連絡以外の活用は十分とは言えない。今後、学校と保護者の間で運用ルールを定めるなど、全ての学校において、確実な連絡手段としての地位の確立を目指す。 ◆従来紙媒体で学校と家庭がやり取りしていた文書を、順次デジタル連絡ツールを使った電子媒体に移行していくことで、保護者の書く手間の軽減、提出の確実性の担保を行うとともに、教職員の集計の負担軽減にも繋げる。 ◆令和5年度からはホームページにおける「『発信！もりぐちのきょういく』～もりもりがゆく～」での発信を改め、守口市教育委員会公式X(旧Twitter)アカウントを活用し、守口市の教育の魅力を発信していく。発信する内容は写真や動画を用いた親しみやすい内容を中心とする。 		
学識経験者の意見・助言		
<ul style="list-style-type: none"> ● 保護者と直接情報連携できるデジタル連絡ツールの普及・定着とその効果に期待したい。 ● X(旧Twitter)アカウントを活用し、積極的に守口市の教育の魅力を発信されたい。 ● 令和5年度から、守口市教育委員会公式X(旧Twitter)アカウントを活用して、守口市の教育の魅力を発信していくことになったことに賛同したい。ただし、炎上を招かないように、発信する前に、教育委員会の複数の職員による発信内容のチェック体制の整備が望まれる。 		

重点項目9		担当課
学校経営の改善		教育総務課
目標3	大学・企業・市民団体・NPO等の多様な人材の活用	
主な取組み(連携協定事業)		評価
<ul style="list-style-type: none"> ● 各校と協定大学インターンシップ実習生のマッチング ● 企業や市民団体による各校での出前授業の実施 		○
評価の根拠		
<p>◇ 連携協定を締結している大学において、インターンシップ実習を希望する学生と受入希望のある学校6校とのマッチングを行った。学生には、派遣先での授業支援等をおして、教育に携わる機会を提供した。</p> <p>◇ 企業や市民団体による出前授業の実施について調整した。昨年度に引き続き、守口ロータリークラブによる箒の授業やソフトバンク株式会社のPepperによる出前授業を実施した。</p> <p>◇ 各校で独自に行われた出前授業の実績を収集して把握するとともに、次年度以降の取組みの幅を広げるために全校に共有した。</p>		
今後の方向性		
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 今後も、学校現場と協定大学との人材交流や、特色ある授業の実施を目指して、連携協定を締結している大学を中心に連携を深める。 ◆ 外部団体による出前授業の様子をSNSを活用して、リアルタイムで各校の取組みを外部に発信し、新たな取組みの創出に繋げるとともに、子ども達の学びの更なる充実を目指す。 ◆ 今後は、各校から収集した事業についての評価や意見を踏まえ、今後の取組み改善に努める。 		
学識経験者の意見・助言		
<ul style="list-style-type: none"> ● 学校において外部人材の活用を積極的に進めることは大賛成。人材確保が学校任せにならないよう、引き続き行政の支援をお願いしたい。 		

重点項目9		担当課
学校経営の改善		学校教育課
目標4	地域とともにある学校づくりの展開	
主な取組み(教育指導事業)		評価
<ul style="list-style-type: none"> ● 学校運営協議会(※3)への支援 ● 地域と連携した教育活動の推進 ● 学校運営協議会による学校関係者評価の実施 		○
評価の根拠		
<p>◇ 学校運営協議会委員を対象とした研修会を開催し、オブザーバーとして指導主事を会議に派遣した。すべての中学校区において年間5回以上の協議会が開催され、地域ボランティアの確保や特色ある教育活動の実現に向けた熟議が行われた。</p> <p>◇ すべての中学校区等において、学校支援ボランティアの協力を得た教育活動が実施された。さつき学園では地域の商店街と連携したキャリア教育学習「ふるさと学」を、八雲中学校区では土曜参観時に地域と連携した防災訓練を、錦中学校区では卒業生によるキャリア教育講演会について協議の上、実施されるなど、教育課程の内容について協議をする学校運営協議会が増えている。</p> <p>◇ 学校関係者評価について、児童生徒、保護者アンケート結果から学校の取組みに対して概ね肯定的な評価をいただいている。一方で、登下校時の安全や放課後の過ごし方など地域の課題や読書習慣の定着など学校教育活動の課題について意見をいただいている。</p>		
今後の方向性		
<p>◆ 市教育委員会主催による学校運営協議会委員を対象とした研修会を開催し、委員による実践発表や招聘した講師による講話等を通じて他自治体の取組みを知り、視察を行う等、委員が主体的に教育課程の内容について協議できるよう委員研修の充実に努めていく。</p>		
学識経験者の意見・助言		
<ul style="list-style-type: none"> ● 学校運営協議会の場が単なる情報交換の場ではなく、学校運営に役立つ意見交換・協議の機会となるよう中身の更なる充実に期待する。 ● 守口市では、学校運営協議会を中学校区に置く理由は、公立小中一貫教育の充実にに向けた計画であることが分かった。学校運営協議会委員の男女比もほぼ1対1ということも、男女共同参画の観点から評価できる。今後も教育課程の内容について協議する学校運営協議会が増えることを見守りたい。 		

重点項目9		担当課
学校経営の改善		学校教育課 教育センター
目標5	働き方改革の推進	
主な取組み(教職員研修事業)		評価
<ul style="list-style-type: none"> ● 全校一斉退庁日や学校閉庁日の設定及び出退勤システムの運用等働き方に関する意識改革 ● スクール・サポート・スタッフ(※4)や部活動指導員などの配置等による業務改善の推進 ● 業務に有効な情報の集約型サーバへの蓄積 		○
評価の根拠		
<p>◇教職員の業務支援としてスクール・サポート・スタッフを各校に1名ずつ配置した。その効果についての教職員へのアンケートでは、90.5%が「教員が児童生徒の指導に注力できる環境づくりを実現することができた」と回答した。また、出退勤管理システムにより教職員の時間外勤務時間数を毎月把握し、適宜指導した。業務が増加する10月において、教職員1人あたりの時間外勤務時間の平均は小学校等で36.75時間(R3:40.73時間)、中学校等で55.62時間(R3:63.38時間)と、昨年度と比べて減少した。</p> <p>◇ICT機器の活用によって教職員に過度な負担が生じないよう、動画等による操作マニュアルを作成し、センターサーバ内に整備した。</p>		
今後の方向性		
<ul style="list-style-type: none"> ◆教職員一人あたりの時間外勤務時間の平均は減少しているものの、月45時間を超える教職員の割合は小学校等で24.6%、中学校等で49.1%となっている。月ごとにみても小中ともに4月の割合が最も高く(小:42.9% 中:64.8%)年度初めの教職員の業務支援が必要である。スクールサポートスタッフや部活動指導員等の支援員を年度末から年度初めにかけて配置できるよう検討する。 ◆教員負担の大きい部活動については実践研究の検証等も踏まえ、そのあり方について検討を進める。 ◆校務支援システムで導入済みの名簿管理、出欠席管理、成績管理、保健管理について、業務の改善の観点から紙媒体及びデジタルデータの精査を行う。 ◆サーバやクラウドを活用した校務の在り方について調査研究を進める。 		
学識経験者の意見・助言		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校における働き方改革の推進は喫緊の課題。スクールサポートスタッフを業務繁忙期の年度末や年度初めに配置することは高く評価し、その効果に期待したい。 ・ 教職員の働き方改革は、まだ道半ばである。時間外勤務時間は、昨年度とくらべて減少しているものの、依然として高い値にある。月45時間を超える時間外勤務時間の教職員の割合が小学校で24.6%、中学校で49.1%となっているのは問題である。特に中学校での時間外勤務を減らす努力に期待したい。 		

目標1.「学校運営体制の強化」

守口市立学校の首席の配置状況

年度	小学校等 (全14校)	中学校等 (全8校)
令和5年度(予定)	12校	8校
令和4年度	10校	5校
令和3年度	10校	6校
R2	8校	6校

目標2.「学校ホームページや学校・家庭間デジタル連絡ツールを活用した積極的な情報発信」

守口市教育委員会公式X(旧Twitter)での情報発信



右の二次元コードから覗いてみてね



目標3.「大学・企業・市民団体・NPO等の多様な人材の活用」

【小学校】

単位:件

分類	内容	R3	R4
安全教育	交通安全教室、消防署見学、防災設備研修	6	3
環境学習	SDGs出前授業、社会見学	2	2
教育機関との連携	インターンシップ、スクール・エンパワーメント推進事業	4	2
キャリア教育	Pepperによるキャリア教育	—	1
非行防止	非行防止教室、薬物乱用防止教室	2	2
文化振興	守口歴史学習、寺方提灯踊り、伝承遊び、箏	6	4

【中学校】

単位:件

分類	名称	R3	R4
安全教育	情報モラル教育	3	1
教育機関との連携	授業改善研修	3	1
キャリア教育	キャリア教育講演会	—	1
生活習慣	がん教育講演会	—	1
授業支援	授業支援等		△8
人権教育	ボッチャ体験学習、人権教育学習	2	2



箏の出前授業の様子



Pepperによる授業の様子

目標4.「地域とともにある学校づくりの展開」



学校支援ボランティアの方が中心となって、学校のために種々の協力をしてきています。

目標5.「働き方改革の推進」

学校体制を支える外部人材

●スクールソーシャルワーカー[平成26(2014)年度～]

いじめ・不登校などの問題の解決に向け、学校・保護者・関係機関との円滑な連携を図る社会福祉士(小学校等に月2回の配置)

●スクールカウンセラー[平成17(2005)年度～]

いじめ・不登校、子どもの発達など様々な問題や悩みに関する心のケアや助言・援助等を行う臨床心理士(中学校区等に週1回の配置)

●アウトリーチ型スクールカウンセラー[平成29(2017)年度～]

不登校にかかるアウトリーチ型の訪問を充実させ、きめ細やかな支援を行う臨床心理士(小学校2校に週1回の配置)

●学生フレンド[平成11(1999)年度～]

不登校の児童生徒に対して、家庭訪問や校内別室等で相談や学習支援を行う学生等の支援員(対象児童生徒に週1回程度派遣)

●特別支援教育支援員[平成21(2009)年度～]

配慮を要する児童生徒に対し、学校生活上の介助や学習支援を行う支援員(小学校・中学校等に毎日配置)

●自立援助通訳[平成8(1996)年度～]

日本語指導を必要とする外国人児童生徒に対し、日本語習得及び学校生活の自立を援助する支援員(対象児童生徒に週2回程度派遣)

※1【首席】

校長の学校運営を助け、その命を受け、一定の校務について教職員のリーダーとして組織を円滑に機能させるとともに、その校務を着実に遂行していく上で、他の教職員に対して、必要な指導・総括にあたる職。小・中学校は平成19年度から配置。

※2【共同学校事務室】

学校事務を近隣の小中学校が共同で実施することにより、学校事務の整備及び充実を図り、もって学校事務における処理体制の効率化及び学校運営の支援に資することを目的に第一中学校に共同学校事務室を設置している。

※3【学校運営協議会】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の第1項で規定される学校の運営に関して協議する機関。主な役割として学校運営の基本方針の承認や学校運営について意見を述べること等が法律で定められている。

※4【スクール・サポート・スタッフ】

教員の業務負担軽減を図り、授業準備にかかる時間の確保に取り組むとともに、ゆとりをもって児童生徒の指導や教材研究等に注力できるように環境を構築するため、元教職員、地域人材等を活用し、電話対応や資料の印刷等の補助的業務を行う。市立学校全校に配置している。

重点項目10		担当課
教職員の資質向上・研修の充実		教育センター
目標1	課題に応じた研修の実施と授業力の一層の向上	
主な取組み(教育研究・研修事業)		評価
<ul style="list-style-type: none"> ● 法定研修における授業実践回の確実な実施と教職員への支援 ● 課題やキャリアに応じた教職員研修の実施 ● 研修動画やマニュアルの充実によるオンデマンド型研修の実施 		◎
評価の根拠		
<ul style="list-style-type: none"> ◇ 法定研修(初任者、2年次、5年次、10年経験者)における研究授業にあたり、すべての受講者の指導案作成等の事前研修と研究授業当日の指導助言を行った。 ◇ 授業改善に関して5講座、生徒指導に関して2講座、学校経営や組織作りに関して1講座、情報活用に関して2講座の教職員研修を実施した。 ◇ 校内研究推進担当者、講師、事務職員等、それぞれの課題に応じた研修を実施した。 ◇ タブレット端末等のICT活用に関するマニュアル、ICTを活用した授業改善研修動画や研修資料を作成し、クラウドやセンターサーバにて提供し、学校や教職員各自が利用できるようにした。 ◇ 教職員自身が授業で活かせるよう、オンライン会議システム上の「画面共有」「チャット」「ブレイクアウトルーム」等の機能、クラウド上での「共同編集」の機能を市主催のオンライン会議や研修で取り入れた。 		
今後の方向性		
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 初任者および2年次研修対象者が、今後も学び続ける教員として授業研究を行う基本的な資質能力を育成するため、指導案の作成から研究授業後まで計画的継続的に支援していく。 ◆ 授業改善、生徒指導、学校経営等の市の教育課題に即した研修を引き続き計画的に実施していく。 ◆ ICT支援員とも協働しながら、オンデマンド研修教材を充実させる。 		
学識経験者の意見・助言		
<ul style="list-style-type: none"> ● 教職員一律ではなく、個々の課題や経験年数、ニーズに応じた研修を実施している点が評価できる。 		

重点項目10		担当課
教職員の資質向上・研修の充実		学校教育課
目標2	社会の変化に対応できる教職員の育成	
主な取組み(教育指導事業)		評価
<ul style="list-style-type: none"> ● 自己点検と客観的評価による教職員の資質向上のための評価・育成システムの活用 ● 「不祥事防止に向けたワークシート集(※1)等を活用した、ハラスメント・体罰禁止や個人情報保護の徹底等、法令の遵守の取組み ● 指導が不適切な教職員(※2)等の把握及び適切な支援と指導 		○
評価の根拠		
<p>◇全教職員が学校教育目標等を踏まえ、個人の目標を主体的に設定し、その実現に向けた取組みが進められた。また、自己評価や校長等による評価についても適切な時期・方法により実施された。</p> <p>◇全教職員が法令を遵守するよう、各学校において、「不祥事防止に向けたワークシート集」等を活用したサービスに関する研修を積極的に実施するよう指導し、すべての学校において月1回以上の研修が実施された。また、各種ハラスメントに係る指針の改定をはじめ、年度当初に新規採用教職員や講師を対象としたサービス研修を実施。毎月の校長会等において、サービス違反による処分事例や体罰禁止、個人情報保護の徹底等、事例検討を行いながら啓発に努めた。</p> <p>◇学校訪問や人事ヒアリングにおいて、教職員の勤務状況の把握に努め、学校支援員の派遣や必要に応じて学校長に対して指導を行った。</p>		
今後の方向性		
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 評価・育成システムについては、今後も、教職員の意欲・資質能力の向上や教育活動の更なる充実等に向け、適切に活用していく。 ◆ 法令遵守の徹底に向け、校長に日々のサービス管理の徹底を図るよう指導するとともに、学校訪問時に勤務管理簿などの諸帳簿点検を行う。また、毎月の校長会等において、懲戒処分事例や体罰禁止、個人情報保護の徹底などの不祥事防止に係る事例検討の時間を十分確保しつつ、全校においてチェックリスト等を活用した実践が定期的に行われるよう指導する。加えて、「ハラスメントの防止及び対応に関する指針」を活用することで、教職員一人ひとりが職場におけるハラスメント(※3)についての正しい理解のもとに十分な認識を持って働きやすい環境を作れるよう、引き続き校長会で定期的に指導するとともに、校内研修を実施していくよう指導する。 ◆ 指導が不適切な教職員等を的確に把握できるよう、学校訪問の際に各教職員の指導状況の把握に努めるとともに、必要に応じて府教育庁の「教員評価支援チームの派遣」を活用するなど、適切な支援と指導を行う。 		
学識経験者の意見・助言		
<ul style="list-style-type: none"> ● 不祥事防止は管理職の認識・意識改革が特に重要である。常に危機意識を持って、折りに触れ教職員に周知徹底することが求められる。 		

参考となる図表及び注釈

目標1.「課題に応じた研修の実施と授業力の一層の向上」

令和4年度 教育センター主催研修のうちICTの活用に関わるもの

研修の種類	内容	テーマ・目的
教職研修カレッジ	授業づくり	1人1台端末で促進！「協働的で深い学び」の授業デザイン。 ICTの効果的な活用による授業改善を推進する。
	授業づくり	1人1台端末を活用した「協働的な学び」ー深い学びにつながる” 楽しい”活動アイデアー ICTの効果的な活用による授業改善を推進する。
	情報モラル教育	ネット社会の歩き方ー情報モラル教育の現状やその重要性についてー 情報モラル教育に対する識見を深める。
	授業づくり	深い学びを促進させる目標・指導・評価の一体化ー授業改善につ なげる評価の実践ー 学習評価と授業改善の一体的な推進を図る。
校内研究推進研修	授業改善・校内研究体制の 構築	市内研究効能実践を共有することで各学校の校内研究体制のさ らなる充実と教員の授業改善を図る。

令和2年度～令和4年度 ICT教育にかかる整備内容

年度	ICT教育にかかる整備内容
令和4年度	指導者用タブレット端末整備、学習用インターネット通信回線追加整備にかか る回線設定変更、支援学級当教室用AppleTV整備
令和3年度	GIGAスクールサポーター(1名)配置、児童生徒端末用フィルタリングソフト配 備、中学校PC教室再整備、小学校PC室配備端末の設定変更(指導用)、ウェ ブカメラ等配信機器追加購入
令和2年度	GIGAスクールサポーター(9名)配置(1～3月)、 GIGAスクール事業にかかるiPad購入、協働学習及びドリルソフトライセンス 購入

目標2.「社会の変化に対応できる教職員の育成」



授業研究(参観)の様子



市教職員研修の様子

※1 【不祥事防止に向けたワークシート集】

令和2年2月に大阪府教育庁が不祥事防止に向けて作成した、過去の不祥事を類型化した事例集。

※2 【指導が不適切な教職員】

教育公務員特例法第二十五条の指導改善研修にかかる認定等の手続に関する規則第2条に定義されている教科に関する専門的知識、技術等が不足しているため、児童生徒に対する学習指導を適切に行うことができない教員等、必要な資質、能力、適性等を有しないため、幼児、児童又は生徒に対する指導を適切に行うことができない者であって、指導改善研修等により指導の改善が見込まれる者。

※3 【職場におけるハラスメント】:

ここでは、厚生労働省が指定する、職場におけるハラスメントの三つの類型を指す。パワーハラスメント及びセクシュアルハラスメント並びに妊娠・出産・育児休業等ハラスメントが定されている。

重点項目11		担当課
教育環境の充実		教育総務課
目標1	既存校における教育諸条件の向上	
主な取組み(施設維持管理事業)		評価
<ul style="list-style-type: none"> ● ウォータークーラーの設置 ● 屋外運動場の整備 ● 屋内運動場の空調設置に向けた導入可能性調査 		◎
評価の根拠		
<p>◇ 計画的に設置を進めてきたウォータークーラーについて、令和4年度に小学校7校へ設置工事を行い、全校への設置が完了した。</p> <p>◇ 令和4年5月に一部小学校の屋外運動場の地表付近からガレキ等が出土したことから、全校の屋外運動場について、職員による安全確認を実施。その結果、土が目減りし固くなっていたため、新設校を除く全校の屋外運動場の地表付近を掘削するとともに土の補充を行う運動場整備工事を令和5年3月末までに完了し、安全で安心な教育環境を確保した。</p> <p>◇ 夏期における熱中症対策、災害時における避難所環境向上の一環として、屋内運動場の空調設置に向けた導入可能性調査を実施。換気性能も担保しながら、空間を冷却できる性能で、かつコストも低い、大風量スポットエアコンを導入することとした。国庫補助金や緊急防災・減災事業債など国の財源を活用しながら、今後大規模な施設整備を予定している守口小学校や八雲中学校区の学校を除いた全校に空調を設置するための設計や工事に関する予算を計上した。</p>		
今後の方向性		
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 設置を行ったウォータークーラーについて、衛生管理を行いつつ、計画的に機器の更新を行っていく。 ◆ 運動場整備工事を行なった学校について、今後、土の補充など定期的なメンテナンスを行う。 ◆ 令和6年度から屋内運動場の空調設備が運用できるように、令和5年度中に設計を行い、工事の完了に向けた進捗管理を行う。 		
学識経験者の意見・助言		
<ul style="list-style-type: none"> ● 教育環境の改善のみならず、災害時における避難所機能の向上を見据え、屋内運動場への空調設備の計画的な整備の進展に期待する。 		

重点項目11		担当課
教育環境の充実		教育総務課
目標2	学校規模等適正化基本方針の改訂・教育環境向上への取組み	
主な取組み(学校規模適正化等事業)		評価
<ul style="list-style-type: none"> ● 平成24年3月に策定した「守口市学校規模等適正化基本方針」を改訂 ● 守口小学校の施設整備に向けた「守口小学校施設整備方針」の策定及び大規模改修に向けた設計着手 ● 八雲中学校区における義務教育学校の設置に向けた設置計画を策定 		◎
評価の根拠		
<p>◇ 令和4年3月の「守口市新しい学校・園づくり審議会(※1)」からの答申を踏まえ、市立学校全体としては、少子化の影響で児童生徒数とともに学級数が減少する中、大規模集合住宅の建設が進み、学校規模が大規模化する地域もある本市の現状を踏まえた新たな方針として、令和4年8月に「守口市学校規模等適正化基本方針(改訂版)」(※2)を策定した。</p> <p>◇ 基本方針(改訂版)に基づき、大規模化が進み、将来的に教室不足が予測される守口小学校について、令和4年8月に「守口小学校施設整備方針」を策定し、大規模改修に向けた設計者業の選定をプロポーザル方式で行い、設計に着手した。</p> <p>◇ 施設の老朽化が進み、早急に建て替えの必要のある八雲小学校と下島小学校について、今後の学校規模の推移を踏まえ、統合を行うものとし、併せて小中一貫教育推進の観点から、八雲中学校との統合を行い、本市2校目となる義務教育学校の設置に向けた計画として、令和5年2月に「八雲中学校区における義務教育学校設置計画」を策定した。</p>		
今後の方向性		
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 守口小学校については、令和5年度中に設計を完了し、令和6年度の工事着手を目指す。 ◆ 八雲中学校区の義務教育学校については、令和9年度開校をめざし、令和5年度に設計業者の選定を行い、設計に着手。令和6年度の八雲小学校と下島小学校の統合に向け、八雲小学校の教室整備工事や備品運搬を行う。 		
学識経験者の意見・助言		
<ul style="list-style-type: none"> ● 引き続き、将来推計に基づき、学校規模に応じた教育環境の充実を図りたい。 		

参考となる図表及び注釈

目標1.「既存校における教育諸条件の向上」



ウォータークーラーの設置



屋外運動場の整備

※1 【守口市新しい学校・園づくり審議会】

市民、学識経験者、その他教育委員会が適当と認めた者の計20人以内の委員で組織される審議会。教育委員会の諮問に応じて、「より良い学習環境創造のための学校・園(教育システム)づくり」に関する事項を調査審議し、答申する。

※2 【守口市学校規模等適正化基本方針(改訂版)】

学校規模の小規模化と施設老朽化への考え方をまとめた方針として、平成24年3月に策定した「守口市学校規模等適正化基本方針」について、具体的な方策として取り組んできた小・中学校の統合が完了したことから、守口市の今後の子どもたちや学級数の推移を踏まえ、施設老朽化対策とともに小中一貫教育推進の観点などからも総合的に学習環境向上を目指す方針。

II 教育委員会の点検・評価の結果について

<p>学校教育 基本方針 5</p>	<p>生涯学べる社会をつくる ～学びときずなを深め、豊かな心と生きる力、地域力が育つまちの実現～</p>
<p>方針目標</p>	
<p>あらゆる世代の人が豊かな心で人生を謳歌できるよう、生涯学べる環境づくりと、課題解決に向けて自ら行動できる自立した個人の育成に取り組みます。</p> <p>ライフステージに応じた読書機会や学習機会の提供を行うために、市立図書館等の社会教育施設を活用するとともに、電子図書館システムの導入や、ニーズに応じた講座やイベントの開催など、ソフト面の充実を図ります。</p> <p>また、文化活動や青少年育成に係る市民団体の事業運営を補助し、主体性のある市民活動を育み、ひいては地域の活力と絆の醸成に努めます。</p> <p>加えて、市が保有する文化財の保存と活用に取り組み、郷土の歴史や魅力を発信する広報活動、時代に合わせた親しみやすいイベントの開催を通して、市の財産としての価値を高めるとともに、より市民に身近なものとしていきます。</p>	
<p>重点項目</p>	<p>目 標</p>
<p>12. 社会教育の振興</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 青少年健全育成活動の活性化 ○ 図書館を中心とした学びの提供と本に親しむ活動の推進 ○ 文化・芸術活動の支援 ○ 文化財の保存と活用

重点項目12		担当課
社会教育の振興		コミュニティ推進課
目標1	青少年健全育成活動の活性化	
主な取り組み(青少年団体活動助成事業)		評価
<ul style="list-style-type: none"> ● 青少年育成指導員連絡協議会(以下、「協議会」という。)と協力し、青少年に対する体験活動の機会を提供する事業の実施 ● 青少年(※1)の健全育成を目的とする団体への支援 		○
評価の根拠		
<p>◇ 協議会に対し、青少年育成指導事業の振興を図ることを目的に補助金を交付した。また、コロナ禍ではあったが協議会との協力により、開催方法などを工夫しスポーツ大会を実施した。</p> <p>◇ 青少年の健全育成に取り組む団体に対し、事業経費の一部を補助する「青少年団体補助金制度」を引き続き実施した。コロナ禍で活動を休止している団体があるなか、同制度について、市ホームページやTwitter等のSNS等による周知に加え、スポーツ少年団の本部長等の協力を得て、登録団体へ周知していただくことで、昨年度と同様の申請件数となった。</p>		
今後の方向性		
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 引き続き協議会に対し、青少年育成指導事業の振興を図ることを目的に補助金を交付するとともに、協議会と市の協力により、こどもまつりや各種スポーツ大会等を実施し、青少年の相互交流や活動機会の提供を図っていく。 ◆ 「青少年団体補助金制度」による補助対象であるにも関わらず、本制度を知らないなどの理由により申請を行っていない団体に対し、これまでの周知方法に加え、新たな周知方法を検討し、幅広く制度の周知に努める。また、オンライン申請を活用するなどの方法を検討し利用しやすい制度とすることで利用件数の増加を図り、目標である25件(R4実績:19件)の達成を目指す。 		
学識経験者の意見・助言		
<ul style="list-style-type: none"> ● コロナ禍で活動休止が相次ぎ、ノウハウが引き継がれなかったり、スタッフが減少したりするなど、地域活動の停滞や消滅を危惧する。行政からの支援を大いに期待したい。 ● 青少年団体補助金制度は、従来の社会教育関係団体への補助金と同様の趣旨であると理解できた。 		

重点項目12		担当課
社会教育の振興		生涯学習・スポーツ振興課
目標2	図書館を中心とした学びの提供と本に親しむ活動の推進	
主な取組み(子ども読書活動推進事業、守口市立図書館管理事業)		評価
<ul style="list-style-type: none"> ● 市立図書館(※2)の蔵書及びレファレンスサービス(※3)の充実 ● 「第2次守口市子ども読書活動推進計画」(※4)の推進 ● 市内の認定こども園等において「おはなし会」の開催 ● 市立図書館における読書のきっかけづくりに繋がるイベント等の実施 ● 市内小学校等新1年生全員を対象に図書りようしゃカード及び読書通帳の配布 ● 電子図書館システム(※5)の導入 		◎
評価の根拠		
<p>◇ 市立図書館は令和2年6月に約18万冊の蔵書でオープンし、令和7年度には蔵書数を21万5千冊とする目標を立てており、令和5年3月末時点で約20万8千冊の蔵書を有するまでに至った。</p> <p>◇ 子どもたちが本に親しむ活動の一環として、認定こども園等において「おはなし会」の開催や「子ども読書の日記念事業」を実施した(おはなし会：年12回開催 認定こども園等 年14回開催)。</p> <p>◇ 市立図書館において、毎週の読み聞かせや図書に関する様々なイベントを通じて読書の大切さについて啓発することができた(読み聞かせ会：年70回開催 延べ参加人数 約2300名)。</p> <p>◇ 市内小学校等新1年生を対象に図書りようしゃカード及び読書通帳を配布することにより、読書のきっかけづくりに努めた。</p> <p>◇ 令和4年7月から、電子図書館サービスを開始することで、来館せずとも読書が楽しめる環境を整備し、普段から図書館を利用しない層や障がいのある人等が図書サービスを利用しやすい環境を整えた(令和5年度末時点：電子図書3000タイトル)。</p> <p>◇ 学校図書館司書の会議に図書館司書が参加し、市立図書館と学校間の図書に関する今後の連携強化を図った。</p>		
今後の方向性		
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 「守口市立図書館運営方針」で定めた拡充計画に基づき、蔵書数を増やしていく。 ◆ 「第2次守口市子ども読書活動推進計画」に沿った事業を行っていく。 ◆ 継続して市内小学校等新1年生を対象に図書りようしゃカード及び読書通帳を配布する。 ◆ 電子図書館システムに所蔵する電子書籍の冊数を計画的に増やしていく。 ◆ 図書サービスの利用者増加及び利便性向上のため、守口市図書りようしゃカード申込のオンライン化を実施する。 		
学識経験者の意見・助言		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校等新1年生対象の取組みは、読書活動を始める動機付けにつながり、今後の効果を期待する。 ・ 非常に素晴らしい成果が出ている。市立図書館において令和5年3月末で約20万8千冊の蔵書を有し、小学校等新1年生に図書りようしゃカードおよび読書通帳を配付したことは、きわめて高く評価できる。司書、司書教諭、学校司書の連携強化についても評価に値する。 		

重点項目12		担当課
社会教育の振興		生涯学習・スポーツ振興課
目標3	文化・芸術活動の支援	
主な取組み(文化行事開催事業、現代南画管理運営事業)		評価
<ul style="list-style-type: none"> ● 市民の自主的なグループ・団体による文化活動への事業支援 ● 文化・芸術団体等と連携、協働した市美術展覧会や日本南画院大作展の開催 ● 市立図書館においてロビーコンサート等開催 		○
評価の根拠		
<ul style="list-style-type: none"> ◇ 市役所本庁舎において、市総合美術協会との共催で11月に「第66回守口市美術展覧会」を開催し、市内外から274点の応募があり、入選作品171点の展示を行った。 ◇ 現代南画(※6)の第一線で活躍されている方々の作品を展示した「日本南画院大作展」及び小中学生を対象としたワークショップ「子ども水墨画教室」を開催した。 ◇ 市役所本庁舎の壁面に現代南画作品を四季に合わせて展示し、より多くの方の現代南画の魅力を身近に感じてもらうことができるよう取り組んだ。 ◇ 自主的な文化活動、文化事業の支援として、生涯学習援助基金活動助成金を交付することで市民の文化活動を推進した。 ◇ 守口市立図書館において、ロビーコンサートや原画展及びワークショップなど延べ49回開催し、市民の文化芸術活動の推進に努めた。 		
今後の方向性		
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 現代南画の普及・促進のため、市役所本庁舎などの公共施設等において現代南画作品の展示を引き続き行うなど魅力発信を続けていくとともに、市美術展覧会、日本南画院大作展の来場者の増加に繋がる広報活動に努める。 ◆ 現在市民団体が主催してる文化教室等の参加者は高齢者が大半であるが、若い世代に文化活動を推進していけるよう関係団体と連携し、新たなイベント等の実施に向けて支援していく。 		
学識経験者の意見・助言		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 若い世代をターゲットにするイベントは、若い職員を中心に企画するなどして、既成概念を打ち破るような大胆な内容を期待したい。 ・ アートの世界も刻々と進化している。伝統的な文化芸術を愛好する高齢者だけにとどまらず、若い人たちの感性をも惹きつける文化・芸術活動のイベントの開催等に期待したい。 		

重点項目12		担当課
社会教育の振興		生涯学習・スポーツ振興課
目標4	文化財の保存と活用	
主な取組み(旧中西家住宅管理運営事業、文化財保護事業)		評価
<ul style="list-style-type: none"> ● もりぐち歴史館「旧中西家住宅」(※7)において、四季折々に関するイベントや企画展の開催 ● 文化資源の保存及び活用 ● 市文化財展・市民文化財講座の開催 ● 市立図書館での文化財の展示 		◎
評価の根拠		
<p>◇市指定有形文化財である、もりぐち歴史館「旧中西家住宅」において、四季折々に関するイベントや企画展を開催することで、文化財を身近に感じていただくことができた。また、コロナ禍では少人数での写真撮影会等の新たな取組みを実施した結果、来場者増につながった。</p> <p>◇市文化財研究会との共催で文化財展、文化財講座、子ども考古学教室を開催し、文化財への愛護意識の涵養を図った。</p> <p>◇市立図書館1階の郷土資料展示室において、埴輪や市内文化財の史料を常設展示し、文化財の保存・活用をすることで愛護意識の涵養を図った。</p>		
今後の方向性		
<ul style="list-style-type: none"> ◆市民文化財講座や市文化財展は来場者数の維持・向上を目指すために市民が親しみやすいテーマ設定を行う。 ◆もりぐち歴史館「旧中西家住宅」で開催している事業については、学校園との連携やSNS等での広報活動を積極的に行い、イベントを通じて文化財愛護意識を高め、文化財の価値を高めることに繋げる。 ◆文化財については、新たな市文化財指定に向け専門分野の委員による事前調査の実施等に取り組む。 ◆「もりぐち文化財ガイドマップ」や「もりぐちぶらり歩きマップ」等を活用して、市民に対する文化財の情報発信に努める。 		
学識経験者の意見・助言		
<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、市内の文化財の保存・活用、市民への情報発信に努められたい。 ・もりぐち歴史館「旧中西家住宅」で開催している事業について、学校園との連携が図られている点を評価したい。子どもたちにこのような貴重な文化財を身近に感じてもらう機会は大切であり、社会科の見学等で利用することも考えられる。 		

参考となる図表及び注釈

目標1.「青少年健全育成活動の活性化」

青少年関係団体補助金

年度	申請団体(件)	予算(円)	決算(円)
令和4年度	19	750,000	570,000
令和3年度	19	750,000	510,000
令和2年度	18	750,000	540,000

目標2.「図書館を中心とした学びの提供と本に親しむ活動の推進」

市立図書館の来館者数、図書等の貸出冊数

年度	来館者数(人)	貸出冊数(冊)	電子図書館貸出数(冊)
令和4年度	307,980	344,522	5,994
令和3年度	256,696	281,083	
令和2年度	171,174	210,608	

目標3.「文化・芸術活動の支援」

市美術展覧会での出品・展示数等

(1)市美術展覧会(開催期間は4日間)

年度	出品数(点)	入選数(人)	入場者数(人)
令和4年度	274	171	1,147
令和3年度	262	158	1,095
令和2年度	284	174	1,297

(2)日本南画院大作展

年度	展示数(点)	入場者数(人)
令和4年度	23	431
令和3年度	20	245
令和2年度	新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止	

目標4.「文化財の保存と活用」

もりぐち歴史館「旧中西家住宅」

【年間来館者】

年度	個人				団体				無料(減免)				合計
	一般	高校生 大学生	小学生 中学生	小計	一般	高校生 大学生	小学生 中学生	小計	障がい者	学校関係	その他	小計	
令和4年度	1,056	23	71	1,150	43	24	0	67	14	342	236	592	1,809
令和3年度	552	19	17	588	30	27	0	57	10	169	291	470	1,115
令和2年度	450	28	16	494	0	0	0	0	4	93	131	228	722

令和4年度:新型コロナウイルス感染拡大防止のため、イベントの人数制限で実施(半数)

令和3年度:新型コロナウイルス感染拡大防止のため、4月9日～6月20日、8月2日～9月30日の間休館

令和2年度:新型コロナウイルス感染拡大防止のため、4月1日～5月31日、12月5日～2月28日の間休館

文化財に関する事業の開催状況

年度	子ども考古学教室	文化財展	文化財講座
令和4年度	弥生時代の脱穀(だっこく) もみすり体験!! 26名参加	江戸時代の「武」 125名見学	中世の大量出土銭 21名参加
令和3年度	親子!! 勾玉づくり 勾玉ってなに? 15組参加	中止	中止
令和2年度	中止	梶2号墳はにわ大集合 350名見学 同記念講演 26名参加	中止

※1 【青少年】

ここでは、青少年関係団体補助金交付要綱に規定する18歳未満の者を指す。

※2 【市立図書館】

令和2年度に本市初の図書館法上の図書館として開館。約20万8千冊の蔵書を備え、無人貸出し・返却設備や読書通帳をはじめとする充実した図書サービスに加え、市民の多様な生涯学習ニーズに応えるため、自習室や会議室のほか、スタジオや多目的ホールといった設備を備えた多目的施設。図書館事業と生涯学習事業が相互に特色を生かしつつ連携し、市民の皆様が自主的に「集い・学び・交流」することができる施設を目指して 設立された。



※3 【レファレンスサービス】

資料や情報を求めている利用者に対し、必要とする情報や情報源を効率よく入手できるように支援する図書館員によるサービス。

※4 【第2次守口市子ども読書活動推進計画】

守口市のすべての子どもが読書の楽しみを知り、あらゆる機会と場所において自主的に読書活動を行うことができる環境の整備をさらに推進していくことを目的に、令和元年9月に策定。

※5 【電子図書館システム】

デジタル化された書籍をパソコンやタブレット、スマートフォンなどで、いつでもどこでも検索・貸出・返却・閲覧・予約などができる非来館型のサービス。



※6 【現代南画】

水墨画を基調にした絵画。室町時代に中国から伝えられた南宋画が日本画や洋画の写生の手法を取り入れたり、色彩を使うようになったのが現代南画。

※7 【もりぐち歴史館「旧中西家住宅」】

大阪府内で唯一農村にある武家屋敷で大変貴重な建物であり、平成10年2月18日に、「主屋」「大門」という建物を守口市の指定有形文化財に指定。この大切な文化財を末永く伝えていくため、市が平成11年から保存・修復工事を始め、1年9ヶ月をかけて平成13年3月に完成。もりぐち歴史館「旧中西家住宅」として平成13年7月に開館。

